

令和2年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月14日)

| | |
|--|----|
| 出席委員 | 1 |
| 欠席委員 | 1 |
| 委員会に出席した事務職員 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 2 |
| 委員会日程 | 3 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 委員長の互選 | 5 |
| 委員長の挨拶 | 5 |
| 副委員長の互選 | 5 |
| 危機管理監、経済観光交流課長の発言 | 6 |
| 議案第 1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について | 7 |
| 議案第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例について | 10 |
| 議案第 3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について | 12 |
| 議案第 4号 岩泉町立認定こども園設置条例について | 16 |
| 議案第 5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 19 |
| 議案第 6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 20 |
| 議案第 7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について | 23 |
| 議案第 8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第7号) | 24 |
| 農林水産課長の発言 | 44 |

| | |
|---|-----|
| 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） | 8 3 |
| 議案第 1 0 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号） | 8 5 |
| 議案第 1 1 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号） | 8 8 |
| 閉 会 の 宣 告 | 9 2 |
| 署 名 | 9 3 |

| 令和 2 年第 3 回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第 1 号） | | | | | | |
|--|-------------------|-----------------------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 2 年 8 月 2 7 日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 岩 泉 町 役 場 大 会 議 室 | | | | | |
| 開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時 | 開 会 | 令 和 2 年 9 月 1 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分 | | | | |
| | 閉 会 | 令 和 2 年 9 月 1 4 日 午 後 4 時 3 0 分 | | | | |
| 出席 及び 欠席 委員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席 | 委員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 委員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 畠 山 昌 典 | ○ | 9 | 菊 地 弘 巳 | ○ |
| | 2 | 畠 山 和 英 | ○ | 10 | 合 砂 丈 司 | ○ |
| | 3 | 小 松 ひ と み | ○ | 11 | 畠 山 直 人 | ○ |
| | 4 | 八 重 樫 龍 介 | ○ | 12 | 三 田 地 泰 正 | ○ |
| | 5 | 三 田 地 久 志 | ○ | 13 | 野 舘 泰 喜 | ○ |
| | 6 | 林 崎 竟 次 郎 | ○ | | | |
| | 7 | 坂 本 昇 | ○ | | | |
| | 8 | 三 田 地 和 彦 | ○ | | | |

| | | | | |
|---------------------------------|------------------|--------|------------------|--------|
| 正副委員長氏名 | 委員長 | 坂本昇 | 副委員長 | 林崎 竟次郎 |
| 委員会に出席した事務職員 | 事務局長 | 箱石良彦 | 副主幹兼 議事係長 | 大森 淳一 |
| | 主査 | 石垣直美 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 町長 | 中居健一 | 副町長 | 佐々木 宏幸 |
| | 教育長 | 三上潤 | 危機管理監兼 危機管理課長 | 佐々木 重光 |
| | 総務課長 | 三浦英二 | 政策推進課長 | 三上 久人 |
| | 会計管理者兼 税務出納課長 | 中川英之 | 町民課長 | 山岸 知成 |
| | 保健福祉課長 | 田鎖英明 | 経済観光交流課長 | 馬場 修 |
| | 農林水産課長 | 佐々木 修二 | 地域整備課長 兼復興課長 | 佐々木 真 |
| | 上下水道課長 | 三上訓一 | 消防防災課長 | 和山 勝富 |
| | 教育次長 | 三上義重 | 政策推進課参事 | 應家 義政 |
| | | | | |
| その他の関係職員 | | | | |
| 委員会日程 | 別紙特別委員会日程のとおり | | | |
| 委員会に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令 和 2 年 9 月 1 4 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 開 会

2. 委 員 長 の 互 選

3. 委 員 長 の 挨拶

4. 副 委 員 長 の 互 選

5. 付 議 事 件

(1) 議案第 1 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する
条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第 4 号 岩泉町立認定こども園設置条例について

(5) 議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例について

(6) 議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について

(7) 議案第 7 号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施
設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第 8 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 7 号)

(9) 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(10) 議案第 10 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(11) 議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、7番、坂本昇委員を指名します。

坂本昇委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（坂本 昇君） ただいまご指名いただきました坂本昇でございます。本日の審査は条例7件、補正4件、そしてまた警報発令中との審査になりますが、慎重な審査、質疑応答方よろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（坂本 昇君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、6番、林崎寛次郎委員を指名します。

◎危機管理監、経済観光交流課長の発言

○委員長（坂本 昇君） ここで、危機管理監から発言の申出がありますので、これを許可します。

危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） おはようございます。危機管理監です。9月12日土曜日から降り続けております大雨に対する警戒対応についてご報告申し上げます。

今回の大雨は、熱帯低気圧接近と前線が停滞したことによって、沿岸部を中心に本日夕方まで断続的に降り続く見込みとなっております。これまで町においては、11日金曜日からは情報収集に努め、町民にぴーちゃんねっと等で小まめに情報配信するとともに、特にも社会福祉施設につきましては直接電話連絡し、注意喚起を図ってまいりました。

昨日13日、夜9時07分に岩泉町に対して大雨土砂災害警報が発表され、直ちに災害警戒本部を設置し、現在も情報収集に努めております。

現在の状況でございますが、降り始めからの累加雨量は、多いところで9時現在、有芸支所144ミリ、また小本川、安家川とも水防警報が出されているものの、町内においては大きな被害等は報告されておりません。引き続き情報収集に努め、警戒してまいります。

以上で報告とさせていただきます。

○委員長（坂本 昇君） 次に、馬場経済観光交流課長より発言の申入れがあります。これを許可します。

どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

ここでは、過日の一般質問における答弁内容の一部訂正につきまして、ご報告を申し上げます。

9月10日の一般質問の初日、2番、畠山和英議員からの地域経済の現状に係る質問に対する答弁の中で、観光業については龍泉洞の入洞者数を用いまして、6月は約7割減、8月は約4割減と答弁をいたしましたが、このうち8月の約4割減、6割の入洞者という割合につきましては、

7月の実績でありまして、8月にかかる正しい割合は約6割減となっております。

今回の訂正でございますが、答弁案を作成した段階では7月の実績が確定しており、その数値を使用していたところでありまして、しかし、一般質問が行われる日には最新の数値でお答えするのが適当であると考えまして、8月の実績が確定した段階で差し替える予定としておりましたけれども、減少割合を入れ替えなかったことが原因と捉えております。

今回のこの事態を重く受け止めております。質問をいただきました議員のほか、議員各位にご迷惑をおかけしたことを心からお詫びし、答弁の一部訂正の報告とさせていただきます。

なお、最新の入洞者の状況でございますが、9月11日現在、年度累計になりますけれども、本年度が4万4,537人、前年度が15万2,345人、約7割の減、3割程度の入り込み状況となっております。

以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

◎議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） それでは、議題に入ります。

議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行されたことに伴う国の通知を基に、新型コロナウイルス感染症の防疫作業等に従事した場合の手当を特例的に規定しようとするものでございます。

参考資料の新旧対照表の1ページをお開きをお願いします。第1条でございますが、用字、用語の整理でございます。今回の改正でございますが、附則での改正となっておりまして、条例本則に規定する特殊勤務手当の改正ではございません。これは、今回の改正の根拠となります新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令、この政令が施行の日から起算をし

て、1年間を経過する日をもって失効する限時法となっており、特例的、一時的なものとして位置づけられておりますので、本則ではなく条例附則に追加する手法をもって一部改正をお願いしようとするものでございます。

条例附則第1項及び第2項でございますが、第3項以降を今回新設するために新たに見出しを追加しております。

第3項に防疫作業手当の特例といたしまして、基本的には保健所等からの指示に基づき行う作業になるわけでございますが、職員が規則に定める作業に従事したときに、特例としまして防疫作業手当を支給することを規定をしております。施設の消毒作業でありますとか、患者等の移送作業、付添いまたは病院、宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整などが想定をされるものでございます。

第4項で手当の額を1日3,000円、感染者に接触または長時間接するような作業に従事した場合には4,000円とするものでございます。

この一部改正条例は、公布の日からの施行をお願いいたします。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単明瞭をお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） おはようございます。この条例の内容をちょっとお聞きします。

この作業に当たるのは、誰が当たるのか。そして、その感染の予防対策というか、そういったものはしっかりしているのか、そこら辺をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） これは、職員の特殊勤務手当ということでございますので、私ども役場の職員がもし発生またはおそれがある場合に、保健所等から町の職員もやっていただきたいというような指示なり依頼がありましたときに、そういったことに従事をする場合があるというものを想定した今回の規定ということでございます。もちろんその際には、委員のご指摘のとおり、我々もマスク、帽子、防護服等々、完全防備をいたしまして、作業の内容にもよるとは思いますけれども、そういったことでこれの従事に当たるということを想定しているものでございます。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の議案は、コロナに関する特殊勤務手当のようですが、岩泉町には今回設けるこの特殊勤務手当以外に何件か特殊勤務手当があると思うのですが、それとの今回のこのいわゆる手当の額として示してある3,000円なり4,000円、これは整合性があるのか、あるいは金額の手当の開きがどのぐらいあるのかお知らせ願います。

○委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長、答弁。

○総務課長（三浦英二君） 本町におきます特殊手当といたしましては、防疫作業手当、それから放射線取扱手当、そして医学研究手当と、この3手当が規定をされておまして、このうち今回お願いをする新型コロナウイルスにつきましては、防疫作業手当に属する手当ということの分類でございます。

これまで規定をしております防疫作業手当は、従事した日1日につき500円ということになっております。それに対しまして、今度は3,000円または4,000円でございます。これから見れば非常に高額ということになるろうかと思えますけれども、これは国の通知に基づき、あるいは県の改正状況等々踏まえ、3,000円、4,000円、これはリスクが高い作業になるということの今回の位置づけから、それに倣いまして、本町でもお願いをしたということでございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免
に関する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中川会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） それでは、議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症によって世帯の主たる生計維持者に経済的な影響が生じたことにより納税が困難となった者に対する減免を行うための基準等を定めるため制定するものであります。

別紙の参考資料と併せて説明させていただきます。第1条は、条例の趣旨規定となります。国民健康保険税の減免は、岩泉町税条例でも規定しておりますが、今回の減免につきましては、税条例の規定の例外とし、この条例によって行うことを定めております。

第2条では、減免の対象を定めております。今回の減免は、令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税のうち、減免対象期間であります令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が到来するものを対象といたします。

なお、適切な時期に資格取得の届けを行わなかったことにより、納期限が減免対象期間となった過年度課税分については対象外となります。

第3条では、減免の要件及び減免額の算定方法を定めております。第1号は、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合の減免で、全額を減免するものでございます。

第2号は、主たる生計維持者の令和2年の事業収入等が前年比で30%以上減少する見込みである場合の規定となります。減免額は、対象保険税額に主たる生計維持者の所得の区分に応じて10分

の10から10分の2の減免割合を乗じた額となります。対象保険税額は、国民健康保険税の額に被保険者全員の所得に占める減少が見込まれる所得の割合を乗じた額となります。

なお、令和元年の合計所得金額が1,000万円を超える者、減少が見込まれる事業収入等のほかに400万円を超える所得がある者は減免の対象外となります。

第3号は、主たる生計維持者が廃業または失業した場合の減免で、対象保険税額の全額を減免するものでございます。

なお、勤務先の倒産、リストラ、雇い止めなどの本人の自発的な理由によらない失業をした場合、特例対象被保険者等として税額を軽減する制度がございます。この要件に該当する場合は、従来の軽減制度を適用し、第3号による減免の対象からは除くものでございます。

第4条は、減免の申請手続に関する規定です。減免を受ける場合は、町長が指定する日までに申請書を提出する必要がある場合がございます。

附則では、公布の日から施行し、令和3年3月31日で失効する旨を規定しております。

以上が今回の条例の主な内容となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 端的に伺いますが、例えばいわゆるコロナの症状が出たなと思ってPCR検査を受けた、そして不幸にして陽性判定が出たと、こういう方はこの対象になるのかならないのか、お伺いします。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） 坂下総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 坂下総括室長、答弁。

○税務出納課総括室長（坂下宏行君） コロナへの罹患のみでは該当にはなりません。それによって、例えば仕事を休まざるを得なくなって収入が減ったというような場合には該当となりますし、あと罹患したことで亡くなられた、あるいは重篤な傷病があったという場合は該当になります。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行により、個人番号の通知カードの再発行事務を行わなくなったことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

国では、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、また行政のデジタル化を推進するため、個人番号カードの普及と交付率の向上を強力に推進しております。これを受けて、個人番号通知カードを廃止し、個人番号カードへの移行を早期に促すため、通知カードの再発行事務が行われなくなったことから、今回の改正を行おうとするものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表の1ページを御覧ください。第2条の表におきまして、種類

では 20、通知カードの再発行手数料、金額では 1 枚につき 500 円の項を削り、同表の 21 の項から 27 の項までを 1 項ずつ繰上げようとするものでございます。

別紙の改正文の 2 ページ目の附則を御覧ください。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 3 号について質疑を行います。質疑はありますか。

13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 通知カードの再発行は、今後一切しないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

そのとおりでございます。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） それによる混乱とか不都合というのは想定されませんか。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 小野寺総括室長、答弁。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

やはり個人番号をどうしても会社とかに提出をしなければならないということで、お手元に通知カードがなくなったのでということのご相談は、今も受けております。そういった場合は、今までであれば、そのとおり再発行するかということでご案内をしておりましたが、今回ですと住民票への表示をするということで、そういったお手続きに使っていただくか、もしくはもうこの際、顔写真入りのカードをお作りしてはどうですかということのご案内になるかなというふうを考えております。大きな混乱というところについては、ないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、今の確認ですが、住民票を取れば、そこに個人番号は入って

いるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 小野寺総括室長。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

個人番号については、通常は表示をされていないということになります。特別の理由、ご本人、同居の家族の方からの申出により表示をするということになりますので、そういったご利用があれば、お申出を窓口のほうでいただくということになっております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 関連しますけれども、今まで再発行を行った数を、分かればお伺いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 再発行の数。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 小野寺総括室長、答弁。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

昨年度につきましては68件ございました。その前の年、30年になりますが、90件、29年度156件、平成28年度については191件ということになります。台風10号災害後、数があったということころはございます。年々減ってはきておりますというところがございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） ありがとうございます。

それで、国の施策でこの個人番号カードを作ることによって、マイナポイントが取得できるということですが、大変これ手続きが複雑で面倒なのですから、この取得の相談は受けておりますか。そこをお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 小野寺総括室長、どうぞ。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

今年7月以降ということで、そのとおりでございまして、月平均5件程度ということにはなりますが、受けているということで、なかなかご相談いただいた都度、こういった状態なのかとい

うことを確認しながら対応をさせていただいているということになります。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） それで、今後増えてくると思うのですが、担当課ではこのマイナポイントの申請の専門的などといいますか、対応できるように最後まで住民が分かるぐらいまで説明できるように今後取り組むつもりはないか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） マイナポイントですが。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

マイナポイントを付与するためには、パソコン上もしくはスマホの中でマイナンバー取得後に
手続と申しますか、そういった流れが必要になるのですけれども、その手続がよく分からないと
いう声は既にいただいております。町民課の窓口で専用のパソコンを置きまして、そのマイナポ
イントを取得できるようにするための登録手続の支援は行っているところです。ただ、100%の方
がちゃんと理解してやっているかというところ、ちょっと年齢的に超えてしまうと、なかなか難しい
ところもあるのかなというところはありますけれども、そういった支援は窓口で実施してござい
ます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今後確実に増えてきて相談されると思うので、できるだけ分かるように
説明をしてもらえればと。これは、要望でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（坂本 昇君） 対応方、よろしくお願ひします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、席替えをお願いします。

◎議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例についてご説明いたします。

改正の概要といたしましては、昨年10月からこども園の3歳以上児の園児の保育料完全無償化と副食費の一部無償化を実施してきたところであります。町の子育て支援策をさらに拡充するため、この10月からこれまで副食費が無償化されていなかった3歳以上児の園児の副食費も無償化対象とするものであります。

また、現行条例では、題名に保育園が明記されているところではございますけれども、附則において保育園は既に削るという規定も設けてございます。今回の無償化を期に、保育園の名称を用いなくて、こども園というふうなことで題名改正を行うものでございます。

それでは、別紙1ページを御覧願います。初めに、題名の改正ですが、題名につきましては、「岩泉町立認定こども園設置条例」に名称を改めるものでございます。

次に、第1条は、現行条例の保育園についても規定している設置条項を削除し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けた保育所型認定こども園とする内容に改正するものであります。

第2条では、認定こども園の名称、位置及び定員について定めるものであります。

第3条は、認定こども園の職員に関する項目を定めるものであります。

第4条は、保育料の納入について定めるものであり、現行条例にある「食事の提供に要する費

用」を削除することで、3歳以上児の全ての園児に係る食事の提供に要する費用の無償化、いわゆる今回実施予定の副食費の無償化について定めるものであります。

第5条は、条例に定めるもののほかについて、規則に委任する旨を定めるものであります。

以上、現行条例を全部改正すること、第5条の条文追加をすることにより、全部改正とするものでございます。

附則としまして、令和2年10月1日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 以前に私はこれを一般質問したことがあるのですが、この未満児と呼ばれる子供さんたちの無償化は議論されたのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 未満児についての免除はいかがですか。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

未満児の完全無償化というふうなことも議論には出されましたけれども、今回につきましては3歳以上児の子供さんにつきまして着目した経緯でございます。今現在未満児につきましては保育料のみをいただくというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今後完全というか、3歳児以上、未満に限らず、完全に無償化に移行する考えはあるのでしょうか、今後です。

○委員長（坂本 昇君） 無償化への移行の考えについてお願いします。

田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

3歳以上児については、施設的に可能な受入人数の施設の規模を要しておりますけれども、1歳未満児につきましては、施設もさることながら、やはり対応できる保育者の確保というところも問題でございまして、なかなかその保育者のほうが見つからないというのが現状でございます。

については、そういった保育者につきましては、今現在もハローワーク等で申込みを受けておりますので、そういった方々が見つかり次第、また対応のことにつきましては検討してまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 11 番、畠山直人委員。

○委員（畠山直人君） この無償化、大変いい制度ではないかなと思うのですが、この無償化による平均 1 人当たりの金額で、全体とすれば幾らぐらいの無償化による減額になる予定でしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 1 人当たりと減額についてお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 山崎室長。

○委員長（坂本 昇君） 山崎室長。

○社会福祉室長（山崎正道君） お答えいたします。

1 人当たりでございますけれども、月額 4,500 円が減額になります。そして、今回 10 月から 3 月分で総額で補正をお願いしておりましたのが 185 万 4,000 円、こちらも減額をお願いしております。ですので、年間で考えますれば、これから先もしやったとすれば 300 万円から 350 万円強の間のところでの町の財政負担になるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和 2 年内閣府令第 33 号及び令和 2 年法律第 41 号の施行に伴い、国の基準の一部が改正されたことにより、所要の整備を図るため一部改正するものでございます。

改正の概要といたしまして、この条例は、国で規定している特定地域型保育事業を行う場合の町内での保育の提供のルールを明文化しているものでございます。現行条例で、その事業を行う満 3 歳未満の保育の提供終了に際し、引き続き教育、保育が提供されるよう認定こども園等の連携施設を確保しなければならないと規定されております。しかしながら、全国の事業者の約半分が連携施設を確保できていない状況にあることから、今回連携施設の確保の緩和規定並びに文言について整理するものでございます。

なお、今回改正いたします内容の事業は、現時点では当町は実施していない事業であることを申し添えます。

それでは、新旧対照表の 1 ページを御覧願います。初めに、章名の改正ですが、現行の第 1 章は、「特定地域型保育事業者」と明記してありますが、この章は特定地域型保育事業全体の内容を規定していることから、「者」を削除し、目次と同様となるよう文言を整理するものでございます。

次に、第 2 条第 22 号につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、確認条項が削除されたことにより項の繰上げをしたものでございます。

次に、第 42 条第 4 項につきましては、連携施設の確保緩和のため、連携施設を不要とする内容に改めたものであります。

次に、第42条第4項第1号につきましては、様々な対応策の活用により、保護者の希望に基づいて、引き続き教育、保育が提供されるよう措置を講じている場合は、連携施設の確保は不要としたものでございます。

次ページを御覧願います。同項第2号につきましては、同条第1項第3号に規定している連携施設の確保が著しく困難な場合は、連携施設の確保は不要とされたものであります。同条第5項につきましては、前項の号の新設により文言を整理するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、令和2年厚生労働省令第40号の施行に伴い、国の基準の一部が改正されたことにより、所要の整備を図るため一部改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、先ほどお認めいただいた議案第5号の一部改正条例と関連しております。連携施設の確保の緩和規定等について整理するものでございます。

なお、今回改正いたします内容の本事業も、現時点では当町は実施していない事業であることを申し添えます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧願います。第7条第4項につきましては、連携施設の確保緩和のため、連携施設を不要とする内容に改めたものであります。

第7条第4項第1号につきましては、様々な対応策の活用により、保護者の希望に基づいて、引き続き教育、保育が提供されるよう措置を講じている場合は、連携施設の確保は不要としたものであります。

同項第2号につきましては、同条第1項第3号に規定している連携施設の確保が著しく困難な場合は、連携施設の確保は不要としたものでございます。

同条第5項については、前項の号の新設により文言を整理するものでございます。

2ページを御覧願います。第38条第4号につきましては、居宅での保育の提供をする居宅訪問型保育事業について、保護者の疾病や疲労等の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合についても保育が提供できるよう条件緩和が図られる内容を追加したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） この条例によって、かなり今までの規制から緩和されるわけですが、この家庭的保育事業を行う方が、これによって現れるかどうか、申請されるかどうかは考えられますか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

現段階では、そのような方は現れないものと認識しているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 少子化になりまして、この事業を始めても対象者がいないということだ
と思うのですが、こういうことを周知等を行うのでしょうか、対象者に対して。対象といいます
か、この事業をもしかすれば行いたいけれども、なかなか規制があってできなかったけれども、
この規制緩和によって、行うことを考える人も現れるかもしれませんが、その周知の仕方はどう
考えているか。

○委員長（坂本 昇君） 周知についてお願いします。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 規制緩和をして、本来であれば、国で規定しているものを市町村
でやる場合のこの規定、ルールを明文化したものでございます。国でもこの本事業についてはホ
ームページではお知らせしておりますけれども、町でも何らかの形で皆さんのほうに周知の方法
を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・
農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

○委員長（坂本 昇君） 議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正の内容につきましては、本年7月に発生しました豪雨災害に伴う農業用施設の災害復旧事業に対しまして、受益者の分担金を充てるため所要の改正を行うものになります。

3枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。これまで対象となる災害を条例名に明記しておりましたが、今回の改正で第2条第1号に災害の定義を規定したことに伴い、題名を改正するものでございます。

次に、第1条につきましても、同様の理由により、対象となるこれまでの災害名を削るものでございます。

続いて第2条第1号ですが、今回第1号に対象となる災害の定義を規定するものであり、これに伴い現行の第1号を第2号に、第2号を第3号に改正するものでございます。

最後に、2枚目の別紙でございます。附則といたしまして、公布の日から施行するものとしてございます。

なお、資料にはございませんけれども、今回の分担金の割合につきましては、改正がございませんので、今回の災害復旧事業では事業費の10%となることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、席替えをお願いします。

◎議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国、県の補助事業の交付決定等に伴い、速やかな対応が必要な事業につきまして追加の予算を計上、また今年度の職員体制に基づく人件費につきまして、所要の調整を行ってございます。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、引き続き町民の感染症予防対策に取り組みますほか、新しい生活様式の下での事業継続が必要な事業者への支援等に追加の予算をお願いしているところでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、10ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、1節報酬に515万8,000円を追加しております。各支所宿直員の配置と会計年度任用職員全体分の所要の調整を行ってございます。

11ページ、同じく17節に職員テレワーク用機器購入1,141万2,000円を追加してございます。セキュリティーが高い環境で在宅勤務を行えるよう環境整備を行うものでございます。

2 款 1 項 3 目財政管理費、24 節でございますが、財政調整基金 4 億 1,000 万円を追加してございます。地方財政法に基づき繰越金の 2 分の 1 以上の額を基金積立てするものでございます。

次に、14 ページをお開き願います。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節に臨時窓口開設用戸籍ネットワーク改修委託料 127 万円を計上してございます。役場本庁舎の窓口以外に臨時窓口を開設した場合でも、戸籍謄本等の発行ができますよう、ネットワークなどを改修するものでございます。

次に、17 ページをお開き願います。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、19 節に民営保育所児童副食費助成 16 万 2,000 円を追加しております。本年 10 月からこども園、3 歳以上児の副食費無償化を予定しているところでございますが、民営保育所における保護者への支援といたしまして、児童 1 人当たり月額 4,500 円を助成するものでございます。

次に、19 ページをお開き願います。4 款 1 項 2 目予防費、12 節に定期予防接種委託料 851 万 3,000 円を増額計上しております。新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者や妊婦などに対し、季節性インフルエンザ予防接種費用を助成いたしまして、予防接種の勧奨を図るという事業でございます。

次に、20 ページをお開き願います。4 款 1 項 6 目環境衛生費、12 節に橋梁 P C B 含有塗膜調査委託料 1,452 万円を追加しております。法令に基づき調査が義務づけられております昭和 41 年から 49 年までに建設または塗装された町道及び林道 33 橋梁の調査を行うものでございます。

21 ページ、5 款 1 項 3 目農業振興費、14 節でございます、希望郷いわての農業基盤整備工事 480 万円を増額計上してございます。県補助金の追加採択を受けまして、褔野地区において基盤整備工事を行うものでございます。

次に、22 ページをお開き願います。5 款 2 項 2 目林業振興費、7 節に有害鳥獣捕獲等報償費 800 万円を増額計上しております。ニホンジカの捕獲頭数の増加に伴いまして、当初 400 頭分を見込んでいたところでございますが、500 頭分を増額し、900 頭分の報償費をお願いするものでございます。同じく 2 目林業振興費、12 節に地域薪資源利活用調査事業委託料 999 万 9,000 円を追加してございます。本町の豊富なまきなどの資源に関して、新たな価値創造に向けた調査事業を行うものでございます。

次に、23 ページでございます。6 款 1 項 2 目商工鉱業振興費、18 節に工場等感染対策支援事業補助金 1,197 万円を追加してございます。新型コロナウイルス感染症の対策として、町内誘致企

業が行う労働環境改善のための改修、機器等の導入に対し、事業費の9割以内の補助をしようとするものでございます。

次に、24ページをお開き願います。6款1項4目観光施設費、10節に消耗品費6万6,000円を増額、印刷製本費に77万円を追加しております。新型コロナウイルス感染症対策としまして、食事の際にマスクを一時保管できるマスクポケットを製作いたしまして、町内飲食店、宿泊施設等に設置をすることにより、お客様の感染リスクの低減を図るものでございます。

同じく4目観光施設費、27節に観光事業特別会計繰出金5,254万1,000円を増額計上してございます。龍泉洞観覧収入の大幅減に対する補填をお願いするものでございます。

次に、26ページをお開き願います。7款3項1目河川総務費、14節に鼠入川、阿津羅沢及び松橋川の3河川につきまして、河川改修工事を予定してございまして、工事概要につきましては、後ほど担当課のほうからご説明を申し上げます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。9款2項小学校費及び3項中学校費の2目教育振興費、それぞれ14節に通信ネットワーク整備工事869万9,000円、124万3,000円を追加いたしまして、小中学校内のネットワーク環境の整備を行うものでございます。これと同じく17節には情報機器購入費といたしまして、それぞれ1,906万円と1,428万5,000円を計上してございます。国庫補助事業を導入いたしまして、児童生徒に1人1台の学習用端末を整備する事業でございます。

次に、31ページをお開き願います。9款5項1目保健体育総務費、12節にロードレース大会記録計測等委託料36万1,000円を追加しております。新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、スタート時の密状態を避けるため、時間差スタートを実施するに当たり、ICチップを活用した計測業務を委託するものでございます。

同じく1目保健体育総務費、10節に消耗品費365万5,000円を追加、17節に小中学校衛生用備品購入756万4,000円を追加してございます。国庫補助事業を導入いたしまして行う事業でございまして、各学校におきまして、衛生用備品等を購入することにより、感染症対策の向上を図るものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明申し上げます。7ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税、1節普通交付税で5,170万5,000円を増額計上してございます。今年度の普通交付税の交付額が確定

したことに伴う追加補正でございます。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,138万3,000円を増額計上してございます。本補正の歳出予算におきまして、13事業の感染症対策関連予算への充当を見込んでいるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。20款4項4目給食事業収入、1節こども園給食費でこども園園児副食費負担金を185万4,000円減額計上してございます。本年10月から3歳以上児の園児の副食費を無償化することに伴います減額が要因でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。過疎対策事業から臨時財政対策債まで、4つの起債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億7,380万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査方よろしくお願いをいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

10ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、進みます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

それでは、皆さんちょっとお待ちください。

ここで新規事業の説明を求めます。

三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） それでは、補正予算の新規事業等の概要を説明させていただきます。

資料の1ページを御覧になっていただきたいと思います。職員テレワーク用機器購入でございます。これは、新型コロナウイルス感染症における役場の業務を継続することを目的に執務室の密になる状況を避ける取組の一つとして、職員の在宅勤務を進めるために購入するものでございます。

新クライアント端末30台の購入と、併せて関連機器の購入、ネットを介して安全に接続するための通信証明書を購入するものでございます。新クライアント端末でございますが、一般的なパソコンと外観は同じでございますが、機器上にデータを記録する場所はなく、この端末を各家庭のWi-Fi環境に接続して使用し、役場で本人がふだんしているパソコンとつなげることで、在宅から職場のパソコンを操作できる環境となるものでございます。

ご審査方、よろしくお願いたします。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

それでは、1目の一般管理費。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今説明がありましたので、その点について若干の質問を申し上げます。

セキュリティの問題がどうしても付きまとうと思うのですが、テレワークの仕事の内容をガイドラインをつくって運用するというようなことはお考えでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長、答弁。

○総務課長（三浦英二君） ご案内のとおり、コロナの関係で緊急事態宣言のときには本町でも職員のテレワークということで取り組んだ経緯もございます。これにつきましては、ほかの実施をしている自治体あるいは県でございますけれども、事前に要領を定めまして、その中でできる業務等も規定をしながら、その範囲で本町にもセキュリティポリシーは定めておりますので、それにのっとったような業務の仕方を進めていくという考えでございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） テレワークは、民間では有効だと思いますけれども、やっぱり公的な機関になると制限がおのずとあると思います。そういう意味で、ただいまの答弁で納得いたしました。

質問を変えます。報酬の会計年度任用職員のところで、各支所の宿直員を復活するというところで、早速の対応で非常にありがたいと思います。それで、実際に今議会が終了した中で、各支所でいつ頃からこの宿直員が配置されるのかについてのご答弁をお願いいたします。

- 委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長、答弁。
- 総務課長（三浦英二君） 10月以降を予定してございます。
- 委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。
- 委員（野館泰喜君） 10月以降ということですが、そうすると、当然10月1日から支所によってはあるし、11月、12月にずれ込む支所も出てくるという解釈でよろしいでしょうか。
- 委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長。
- 総務課長（三浦英二君） 小川、大川、安家、有芸支所につきまして、10月1日からの宿直員の配置を予定してございます。
- 委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。
- 委員（三田地久志君） 先ほどのテレワークの関係で、今朝ほどのテレビを見ていましたらば、テレワークしているところでは通勤費をカットして、在宅勤務して、電気を使うので、その分を個人に支給するというような報道がなされていましたが、その辺については検討はなされていますか。
- 委員長（坂本 昇君） 三浦総務課長。
- 総務課長（三浦英二君） これは、私どもも近隣市町村、県等々をお聞きしたりして今情報収集をしたところではございますが、現時点では自宅で行う場合の電気料等につきましては、自己負担ということでの実施を考えているところでございます。
- 委員長（坂本 昇君） 5番。
- 委員（三田地久志君） それでは、その上段の職員研修用のDVD購入というのがありますが、これはどの年代というか、全職員なのか、それとも何を目的とした研修なのかというところをお聞かせ願えればと思います。
- 委員長（坂本 昇君） DVDの購入について。
- 総務課長（三浦英二君） 戸来室長。
- 委員長（坂本 昇君） 戸来人事室長、答弁願います。
- 秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

職員研修用DVDですが、この研修の対象は2つに分かれまして、1つは接遇に係る研修のDVD、あとはハラスメント防止に係るDVD、この2本を購入予定であります。接遇については、若手職員及び会計年度任用職員を対象と考えております。ハラスメント防止については、全職員

を対象と考えているところでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 13 節の使用料についてお伺いしますが、ご案内のように、前の町長が住んでいた住宅があるわけですが、三本松に。あれはどなたの所有なのか、まずもって伺います。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） あそこにつきましては、保健福祉課の管轄で、医師の住宅というふうなところになっておるところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 医師用の住宅として確保ということですか。

〔「いやいや、管理者は誰の所有か、町のか課長の分か」と言う人

あり〕

○委員長（坂本 昇君） 住宅の所有者をお願いします。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 管理課は保健福祉課でございます。所有者は町でございます。

○委員長（坂本 昇君） 町の所有ですね。

○保健福祉課長（田鎖英明君） はい、失礼しました。

○委員長（坂本 昇君） 12 番。

○委員（三田地泰正君） それで、ご案内のように医師の住宅で造ったように今聞いたのですが、それがどういうわけか前町長が住んでいたと。そして、それからご案内のように3年余の歳月が出て、町民から見れば何か空き家ではなかろうかというような見られ方をしているのですが、実際は使われているのか使われていないのか、答弁をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 現時点では使われておりません。前町長が去ってからは、現在の高橋太郎先生が住まれた時期もございましたけれども、現在は使われていない施設となっております。

○委員長（坂本 昇君） 12 番。

○委員（三田地泰正君） 基本的には、医師の住宅ということですが、そうすればこれからの見通しとしては、どのような方に住んでもらいたいお考えなのか、方向性についてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 方向性についてお願いします。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） その点については、済生会とも協議をしております。できるだけ医師の方に住んでいただきたいというふうなところでございますけれども、現時点で医師、今のところ3名、あと臨時で1名ということで、4名の医師がいらっしゃるわけですが、それぞれの医師住宅確保が今されているというふうなところで、今後増えるであろう医師につきましてのところで、今のところまだ確保は図っているところでございます。

今後においては、医師の住宅のみならず検討しなければならないということで、済生会とも協議しているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今町を挙げて、町内の空き家対策の利活用に向けて知恵を絞っている中において、町の財産があのような空き家ということは、町民に対しても私は示しが見つからないと思うのです。やはり一日でも早く、医者が駄目ならば町職員、それなりの方々を入居させて、せっかくの町有財産です、少しでも利用料、使用料をいただくような、そしてまたあそこに住んでもらうような、そういう方向づけを私はすべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 委員からご提案いただきました件につきましては、定住化対策等、関係課等も含めまして協議、検討してまいりたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、次に進みます。

3目財政管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5目財産管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 財産管理費の説明が終わりますと、新規事業の説明があるということでございますので。

ここで資料配付がありますから、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 企画費に入る前に資料の配付をいたしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 何の資料の配付なのか。

○政策推進課長（三上久人君） 地域おこし協力隊関係の資料でございます。

○委員長（坂本 昇君） 地域おこし協力隊関係の資料配付があるそうですが、資料配付してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） では、資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、資料配付が終わりましたので、説明の申出もありますので、これを許可します。

○政策推進課長（三上久人君） 今配付させていただきました資料は、現在地域おこし協力隊として活動している方々の資料でございます。政策推進課を窓口として募集し、各課において活動支援を行ってございます。審査の資料として配付いたしました。ご審査方よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（坂本 昇君） ありがとうございます。10名の方々の地域おこし協力隊の説明資料ができました。

改めて、6目企画費に入ります。質疑はありませんか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 今現在10名いると。今までトータルでは何人いて、卒業して、定住化と
いうか、岩泉に残っている人というのは何人いるのかというのをお尋ねします。

○委員長（坂本 昇君） トータル数と定住化の方。

三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 今までトータルで11名、1名卒業いたしまして、その1名は浅内
大沢のほうで定住してございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） 実は隊員の方々と町民の方々のコミュニケーションというか、これが不

足しているのではないかなというふうな気がしています。全国の中では、協力隊の皆さんと地域住民が親しく会話したりとか交流することで定住化につながっているというふうに認識しているのですが、岩泉町としてホームページなりなんなりで、岩泉町に現在こういう協力隊がいますよということを情報発信すべきではないかなと。その中で初めて、ああ、この人がそうなのだというのが認知できると思うので、その辺についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○委員長（坂本 昇君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 委員ご指摘のとおり、私もそのように思っております。今年中には報告会、取りあえずまだ来たばかりの方もございますが、その人の今後の活動も含めまして、報告会等を開催させていただきたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 報告会はいいのですが、それこそホームページだったりとか、広報だったりとかで、現在こういう方が協力隊で岩泉にいますよというようなお知らせをすべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） やっているつもりではございますが、足りないようでしたら、今回緑川さんという方も、その方がパソコンとか、その辺の技術が優れている方ですので、その人を通して、さらに強かに情報発信をしてみたいと考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） それでは、6目は終わらせていただきまして、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。岩泉ホールディングス株式会社の件でございますが、ありませんか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） きのご産業の流動資産で、その他流動資産がマイナスなのです。マイナスになるということは、恐らく貸倒引当金か何か、大きな金額があるのかなと思います。ということは、売掛金に不良債権が存在可能性があるということで、引当金が大きくなっていると思うのですが、その辺については担当課のほうでは認識はいかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の流動資産のマイナス分についてでございます。ご指摘のとおり、未入金等の計上がございますので、そちらの関係かどうかにつきましては、改めて

聞き取りの上ご報告させていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 改めてということですね。

そのほかにありませんか、ホールディングス。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、次の7目支所費に入ります。支所費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 支所費なければ、10目諸費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。ここで新規事業の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、新規事業の概要について説明させていただきます。

お手元の令和2年度補正予算新規事業等概要の2ページをお開きください。事業名は、臨時窓口開設用戸籍ネットワーク改修事業。

事業実施主体は岩泉町。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染者が確認され、役場本庁舎の窓口の閉鎖が必要となる場合に備え、役場分庁舎等に臨時窓口を開設することにより、行政サービスの停止を招かないことを目的とするものです。

次に、事業内容の1、事業概要ですが、臨時窓口を開設しようとする場合に、住民票、印鑑証明書、税関係証明書など住基システムで処理するものは対応可能であるが、戸籍謄本等の戸籍システムで処理するものは現状においては対応できないということから、ネットワーク等の改修を行い、臨時窓口の開設に備えるものであります。

次に、2、事業費ですが、戸籍システム設定改修に56万6,000円、基幹ネットワークの改修に70万4,000円、合わせて127万円の事業費となっております。

現在戸籍システムは、法務省のシステムとの関係から、独立したネットワークとなっております。今回このネットワークを役場庁舎内の基幹系ネットワークを介して臨時窓口で対応できるように

するため、それぞれのネットワークを設定改修し、臨時窓口の開設に備えようとするものです。

特記事項及び事業費ですが、この事業は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金を100%充当して実施しようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

改めて、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。質疑はありますか。

1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 本庁舎の窓口の閉鎖と書かれていますが、どのような状況になったら閉鎖しなければならないのか、その状況をお示してください。

○委員長（坂本 昇君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

2つ大きく考えられるところですが、1つは職員自身が感染したときになります。もう一つは、感染した方がお見えになって、後からそれが発覚した場合、この2つの場合は一旦窓口を閉鎖して、消毒した上で再開することとしております。その間に住民サービスの低下を招かないように臨時窓口を開くというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、消毒が終わればまたすぐに再開するというので、そうなった場合の臨時窓口は、どこにどのような形で設置する予定なのかお示してください。

○委員長（坂本 昇君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今想定しているのが、まず本庁舎部分になりますけれども、本庁舎については分庁舎であるとか、それから町民会館、こういったところを想定しております。言い換えますと、基幹系ネットワークという言葉が途中ありましたけれども、町のネットワークが行っているところについては、臨時窓口が開設の環境があるということになります。

それから、支所のほうですけれども、支所のほうは支所自体にそのネットワークが行っているのですけれども、支所以外には正直なところなかなかそういったものが行っていないものですか

ら、別な支所もしくは本庁舎のほうを想定しているところです。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 関連、13番。

○委員（野館泰喜君） ただいまの関連ですが、支所でそのようなことが発生した場合には、閉鎖というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

先ほど職員が感染した場合、もしくは感染したお客様が見えられた場合と2つ挙げましたけれども、いずれにしても事務所部分については消毒が必要な状況というようなことになっていきますので、閉鎖は必要であるというふうには考えています。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目町議会議員選挙費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5項統計調査費、1目統計調査総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 6項監査委員費、1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3款民生費に入ります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 1目なし。

3目老人福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項に入ります。児童福祉費、1目児童福祉総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目児童福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、4款に入りますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、2項予防費に入る前に新規事業の説明をいたさせます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、新規事業の概要説明を行いたいと思います。

3ページを御覧いただきたいと思います。事業名は、季節性インフルエンザ予防接種事業ということでございます。事業の目的といたしましては、専門家が現在のコロナに関しては、この秋冬に訪れるインフルエンザとの同時流行をおそれるというふうなところから、同時流行の抑制を図るため、また重症化のリスクの高い高齢者や妊婦、幼児、児童生徒に加え、町内の医療、介護、学校、保育等の現場を支える従事者の健康を守るため、季節性インフルエンザの予防接種費用の自己負担額を無料とするものでございまして、それによる予防接種の勧奨をしようとするものでございます。

事業の内容といたしまして、制度の概要でございますが、現在65歳以上の高齢者につきましては、自己負担額1,500円をいただいておりますけれども、こちらにつきましても無償というふうなところに加え、対象者数のところがございますが、妊婦、町内に住所を有する高校生、町内の医療、介護、学校、保育等の従事者というところの方々を対象者の見込みとなっております。この方々が県内の医療機関において予防接種をする場合について、予防接種の自己負担分を無料とするということで、事業費は851万3,000円、全て国庫補助の対象となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

2目予防費に入ります。質問はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 予防費についてお伺いしますが、60歳未満、働き盛りなわけですが、この方たちへの無料の接種は検討されたのでしょうか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

濟生会岩泉病院とも協議いたしました。やはりリスクの高い高齢者にまず鑑みるというふうなところ、そして65歳以下の方々につきましては重度と申しますか、疾患を持っている方、心臓、呼吸器、腎臓とかの疾患を持っている方についてというふうなところに着目しまして、65歳未満のその他の若い方々はまだ大丈夫というふうなところもありますし、またさらに全員というところにつきまして、全町民というふうなことも考えましたところですが、やはり接種する医療機関との協議をした結果、やはり全員だとちょっとコロナとの関係もありまして、職員体制等々対応が難しくなるというふうなところから、当町といたしましては対象者数の絞り込みをいたしまして、今のような方々になるということでございます。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ちなみに、65歳未満、対象外の方たちを無料にした場合、事業費は幾らになるか、出ていけばお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 事業費は積算してあるかと。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 1人当たりおよそ5,000円の金額というふうに見込んでいきますと、4,000万円というところになります。やはり今までの高齢者の方もですが、6割程度が今のところ。これを上げるための奨励というふうなこともございますので、一般の方々がどれくらいのところまで接種されるか、ちょっとそこについては不明なところがございます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 何点か確認させてください。

町内の医療機関は、すみません、確認ですが、どこでできるのか。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 町内の医療機関は、今年に限っては濟生会岩泉病院のみ……あと加えて濟生会が行っている診療所というところが予防接種でございまして、小川の新井先生の診

療所につきましては、今年についてはインフルエンザ等の絡みもありまして、やらないということになっております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） そういう仄聞というか、風聞聞こえてきたものですから、何か小川の診療所でもやらないと、いろいろ時間もかかるのかなと思ったりしてお聞きしました。小川診療所駄目と。

それで、あとは県内の医療機関で、町外に出てやる場合の、その証明書とかあるのですけれども、この方法をどんなふうにするか、ちょっと簡単にするか、説明してもらえればなと思います。

○委員長（坂本 昇君） 町外で受ける場合。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 杉山統括保健師。

○委員長（坂本 昇君） 杉山統括保健師。

○主幹兼統括保健師（杉山淳子君） 例年ですと、久慈医療圏と宮古医療圏のほうは委託契約のほうをさせていただいていますので、町のほうに受診を希望する方は電話連絡をさせていただいて、予診票を持って、予診票を町のほうから郵送しますので、それを持って受診をしていただくということになります。

そして、契約していない県内の医療機関の場合ですと、やはり保健福祉課のほうにご連絡いただいて、受診券のほうを交付させていただいて受診をしていただくということになっておりますし、あとは今年度から県内の広域サポート事業といたしまして、そういう受診券のようなものが圏域で、65歳以上の場合は共通の受診券のようなものも発行されるようになってきているという仕組みで実施されます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 大体分かりましたが、そうしますと私も宮古病院の行きつけの医院というか、病院に行っている場合は、そこがまずやっているかやっていないか、町と契約しているかを確認して、役場に来て、そして用紙をもらってやるということでしょうか。

それから、料金なんかはどのようなになる、個人の支払いについてお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 杉山統括保健師。

○主幹兼統括保健師（杉山淳子君） 一応医療機関ごとで接種料金も違いますし、接種日であった

りというのも違ってくるので、接種を希望する医療機関から事前にいつできるかということを確認していただいて、直接来て、電話でこちらのほうに、いつ、どこの医療機関で受けたいということでご連絡いただければ、郵送でご本人様のほうに予診票と受診券等必要な書類をお送りするというようにしております。

○委員長（坂本 昇君） 料金は。

○主幹兼統括保健師（杉山淳子君） 料金も医療機関ごとで違ってございまして、済生会岩泉病院の金額と、あと大体4,000円から6,000円くらい全額でいきますとかかかっておりますので、その部分での支払いを、対象者の人に対して、先ほどの対象者の人の分は全部町で持ちますが、それ以外の方は全額自己負担ということになります。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 対象者に関してお尋ねしますが、医療、介護、学校、保育等の中に町の職員もいらっしゃると思いますが、ここの枠以外の町職員も対象者に私は入れるべきだと思うのですが、そのお考えはなかったのかどうか。

○委員長（坂本 昇君） 対象者のお考え。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今のご質問は、私たち一般職員ということでございますか。それらにつきましては、やはり重症化のほうから数えていきましたところ、一般の65歳未満の方と同じというふうなことで、今回の対象者のほうには加えるというふうなことについては考えはなかったということでございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 町内において、ある種、密状態が形成されているのが一つ役場の庁舎であるというふうに認識しております。それで、こういう非常事態の中において、やはりそこにリスク管理をもう少し厳しく捉える必要があると思います。そういったことで、町長以下職員はこの対象者に私は加えるべきだと思うのですが、そういかない理由をお示してください。

○委員長（坂本 昇君） 答弁は可能ですか。

田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） やはり先ほどの優先順位というのがまず考えられました。その段階では、ワクチンの確保というのもございます。小川診療所で受けられた方々の分についても済

生会とかが請け負うというふうなことも踏まえながら考えましたところで、この対象者の件、4つの区分分けとなりますけれども、そういうこととなっておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 4番目の「町内の医療・介護・学校・保育等の従事者」とありますが、ほかの市町村に住所を有する者には権利がありますか。お聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、町外の住所の方であっても町内における事業所……すみません、事業所ということで一つにくくらせていただきますが、町内のところで働いているこういった方々につきましては、町内の子供たち等々を見ていただくというふうなことから、表記としてはこのような表記で進めさせていただきました。

○委員長（坂本 昇君） 住所が町外でもいいということですか。

3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 例えば岩泉町社会福祉協議会についてはどのように考えられますか。

○委員長（坂本 昇君） 杉山統括保健師。

○主幹兼統括保健師（杉山淳子君） 社会福祉協議会につきましては、介護施設を運営している職員の皆さんと、それから児童放課後クラブに従事される職員の方は対象と考えております。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 肝腎なことを聞くのです。せっかく専門家がいるので。この接種は、期間はいつからいつまで対応してもらえるのかということと、我々はいつ接種したらばこの効果があるのか、その時期についてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 期間と接種時期について。

杉山統括保健師。

○主幹兼統括保健師（杉山淳子君） この補助対象の期間とすれば、例年11月だったのですが、10月から接種開始を目指しておりまして、10月から1月末までの期間を補助対象期間と考えております。予防接種自体の有効というのは、接種から2週間から五、六か月というふうに言われておりますので、高齢者……ただ、ワクチンの供給の部分がありますので、65歳以上の方たちが優先的

に受けられるように推奨はしていきたいと考えておりました、65歳以下の方は10月後半頃からお願いできればということも周知を図っていきたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） どうしても聞きたいので、関連してお伺いしますが、ご案内のようにこれからインフルエンザと新型コロナが秋から冬にかけて同時流行のおそれがあるというのは報道されているわけ。その中で、いわゆる今回の事業の目的が、「重症化のリスクが高い」という言葉を使っているのですが、幸い当町は感染者が発生していないという中で、まだ「重症化」の言葉も私は要らないような気がするのです。

そこで、どなたかも言ったのですが、何もいわゆる職種とか年齢とか区切らないで、やはり岩泉町の産業なり経済なりを支えている、いわゆる今回の対象以外の年齢層の方々も、やっぱり町を支えるこれからの原動力だと思うのです。何とか期間限定で、今年だけでも、4,000万円かかるが、やはり全町民を対象とするような私は方向に行くべきだと思うのですが、改めてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

やはりこれにつきましては、まずワクチンがなければ対応できないというふうなことでございまして、現段階でワクチンの数は相当数、今うちと同じような町も出てきて、少なくなってくるものと思われまして、先般の医療機関、済生会病院との協議の中でも、ワクチンの数、あとはそこに及ぶ医療体制、これにつきましてはどの程度の人がいらっしゃるのか、そこが想定できないと。そして、多数来られれば、コロナがもし出た場合になりますと、コロナとの兼ね合いといいますか、それぞれの体制というふうなところを整えるのに現体制ではちょっと大変であると、困難であるというふうなことでございまして、そういうことで対象者の絞り込みを行わざるを得なくて、現対象者というふうなところになったところでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ちょっと今課長が、対象者を絞るのにワクチンの量と言われましたけれども、それでは我々65歳未満の者が接種に行った場合、65歳以上の方たちがまだ接種が済んでいない場合は、想定される数が来ていない場合は後回しにされるということでしょうか、ワクチン

の量の関係から。そこをまずお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 接種順、優先順ということになりますが。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 先ほど杉山のほうからお話ししましたが、65歳以上の方を優先的に行うというふうなことで、全てそれでなくなるというふうなところではないと考えておりますので、優先は高齢者の方、その後行っていただければ普通に接種できるものと思いますし、高齢者の方のみならず、65歳未満の方であれば、自分の時期を見て行っていただいて、それを医療機関が「駄目です」というふうなことはないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 予防費ありませんか、あとは。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5目保健師設置費に入ります。5目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、6目環境衛生費。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 先ほど説明がありました委託料のPCBの含有調査の関係なのですが、もしこれが含有されている橋梁があったとした場合には、PCBの処理の期限が決まっているのですけれども、その処理は十分間に合うのかどうかお尋ねします。

○委員長（坂本 昇君） PCBについて。

中川原総括室長、答弁。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

来年9月までに調査を行いますと、処理のほうは令和5年3月31日まででございますので、十分に間に合うというふうにご考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） その処理の方法がよく分からないのですけれども、これが例えば飛散して川に流れていったとか、そういうことで何か影響があるということは考えられないものでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 中川原総括室長。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

まず、PCBというものは比較的といいますか、物理的にも科学的にも安定したものである。ただ、溶け出して流れてしまうと油に溶けやすいとか、いろいろな性質があるようですが、今回塗装に使ったものということで、出た場合は、当然それなりの方法で処理をしていただくことになろうかと思えますけれども、既にほかのところで、西日本のほうではやっておりますので、一定の方法が確立されているものというふうに考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） あとはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、7目健康増進費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、ここで昼食のため午後1時半まで休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（坂本 昇君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

◎農林水産課長の発言

○委員長（坂本 昇君） ここで、農林水産課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 午前中、5番委員のほうからご質問のありました岩泉きのこ産業経営状況報告において、その他流動資産の内容に関するご質問、答弁不備がございましたので、お答えをさせていただきます。

その他流動資産のマイナス75万8,000円の内容につきましては、未収金、未収入金、仮払金、前払い費用等、そのほか貸倒引当金の合計となっております。貸倒引当金は、約2,400万円ほどマイナスの計上していることから、合計でマイナス75万円ほどという状況のようでございます。

貸倒引当金の内容につきましては、菌床シイタケ栽培による定住化を図るための I J U ターン者の分でございます、この方々が、廃業によりまして処理が進んでいない3名分が現在貸借対照表の流動資産のほうに計上されているという状況のようでございます。

3名分の状況につきましては、うち2名につきましては現在も分納をいただいている状況のようでございます。1名については、現在連絡が取れない状況にありますけれども、現在は債権の回収に努めているという状況のようでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 質問はありますか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 詳細な説明ありがとうございました。残り1名の方に連絡が取れない、いずれは特別損失で落とすしかないと思うのですが、いずれ早い段階でできるだけ整理整頓すべきではないのかなと思うので、改めてそこだけご指摘だけ申し上げておきたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） それでは、議事に戻ります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費。農業総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、3目に入ります。農業振興費。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 14節の希望郷いわての農業基盤整備工事、これについて中身を少し詳しく教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農林水産室長。

○委員長（坂本 昇君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） お答えします。

こちらの工事請負費につきましては、県の単独事業になりまして、比較的小規模な単位の農地の基盤整備になります。今回補正で追加する部分ですが、場所につきましては袋野地区になりまして、袋野地区の農地約160アールを予定しております。

こちらの内容につきましては、石礫の除去、石の除去と、あとは客土の搬入及び整地というような工事を予定しております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） その後は何か作付の予定とかはあるのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回整備する部分につきましては、2戸の野菜農家の方を予定しております、予定ではブロッコリーの作付を予定しております。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目を終わったところで、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についてを質疑いたします。農業振興公社、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。

それでは、5目基幹集落センター等運営費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項に入ります。林業費、1目林業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、1目がなければ、ここで2目に入る前に新規事業説明をいたさせます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 新規事業等概要説明資料の4ページをお開き願います。地域新資源利活用調査事業についてご説明いたします。

事業実施主体は町となります。

事業の目的でございます。当町の豊富な木質バイオマス、まきなどを活用した新たな価値創造と持続可能な地域経済の活性化に資する事業の実施に向け、施設への導入及び供給体制等の実現可能性について調査を行うものでございます。

事業の内容について、1の事業の概要に記載されております（1）、木質バイオマスを活用したモデル事業の実現可能性調査として、①から③までの内容を調査いたします。これにつきましては、町内の公共施設の中からモデルとなり得る施設を選定するための基礎的な調査、例えばボイ

ラー設備の基本仕様の選定や運営収支の算定など、導入の可能性を踏まえながら、多方面からの視点で調査したいと考えてございます。

(2) の持続可能な実施体制の構築に向けた調査、研修会等の実施では、林業従事者等の研修や森林資源の活用に対する意識啓発を行うための、町民を対象としたセミナーなどに取り組んでまいりたいと考えてございます。

事業費につきましては、999 万 9,000 円で、財源は全額環境省事業であります二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用いたします。

以上、地域薪資源利活用調査事業の新規事業概要となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

2 目林業振興費に入ります。質疑はありませんか。

5 番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 今の説明のところなのですが、これは公共施設だけではないだろうと思うのですが、もっと広く農業施設なりなんなりにも向けたもの、あるいは考えているのかどうかというところをまずは伺います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（坂本 昇君） 今村林業水産室長、答弁。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

まずは、今回については実現可能性の調査ということで、幅広く網羅的に調査を行う部分と、かつモデル的に導入可能性があるところの絞り込み、これらに取り組みたいと考えておりますので、ひとまずはどの分野において導入するかということも含めて調査、議論してまいりたいと考えております。ですので、先ほどおっしゃった農業分野への利活用、これらも排除するものではないです。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5 番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） せっかくついた予算のようでございます。いつから計画して、突然出てきたような感もあるので、やっぱり P D C A プランをきちんと策定して、その上でもう少し具体的に我々のほうにも提言してもらえればもっと分かりやすかったのではないかなと思

いますので、途中でも結構でございますので、進捗状況なんかをこれからは随時議会に対して報告をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 報告について。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 貴重なご意見ありがとうございます。委員の皆さんにも、委員会のほうにも随時進捗状況についてはご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

これまでもいろいろと町有林の活用により森林業関係施策を展開してきているところでございますが、林業の町としての姿勢も含めながら、広くこれからの資源の活用方法についてもご提言を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） それでは、この業務の委託先はどこか、今現在決まっていればお知らせください。

○委員長（坂本 昇君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

現時点で特定の業者が決まっているというものではございませんが、今後プロポーザル等において業者のほうを選定して、よりよい提案を受けながら実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） では、ちょっとお伺いしたいのですが、事業費、並びもちょっと気になるのですが、「9,999」、事業費、これら全て国庫補助ですね。もし100%国庫補助であるならば、もっともっとやれるのか、事業を、これだけではなくて。まず、これはいかがですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 今回提案した事業については、脱炭素型地域づくりモデル形成事業というものになるのですけれども、この事業においては定額補助ということで、上限が1,000万円ということになっておりましたので、この額の中で収めるということで、今回提案したところ採択されたものでございまして、今後どういう展開になるか、今回の調査次第ではあるのですけ

れども、同一の事業の中で、ハード整備含めて実施できるものとなっておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） それで、まきストーブの利用実態調査というのとかがあるのですが、前に県でペレットストーブを推進するときに、いろいろまきストーブ用のストーブを購入すれば5万円だったか、7万円だったかのような気がするのですが、補助金があったのですよね。例えばこういうような実態調査をしてみて、これがいいとなったら、そういうような補助事業に結びついていくのかどうか、これはいかがですか。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 委員ご指摘のとおり、やっぱり今後そういった方向に向けていければ非常に好ましいなというふうには考えております。ただ、現時点ではその導入、補助を入れるとか、そういうのがまだ白紙の段階ですので、慎重にそれは進めていきたいと思っております。

私担当者としての思いとしては、やはり岩泉町はまきストーブ、しっかり使っていける地域だというふうに思っておりますし、様々な災害を経験している地域でもありますので、地域熱利用に向けて地域資源を活用していくというのは、非常にマッチしたものというふうに考えておりますので、総体的に判断しながら、まきストーブの導入についても積極的に検討してまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今回は、木材を利用するいろんな調査研究をするようですが、これが出て、終わった後のことは、将来像というか、大体どんなことを考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（坂本 昇君） 木材利用の将来像。

どうぞ、佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） この調査事業終了後の動きといたしましては、特段現在は持ち合わせてございません。具体的なということになりますと、この調査事業の内容を踏まえて、今後いろいろと考えて検討していくということになるのかなと思っております。

国の環境省の事業でございます。エネルギー関係、脱炭素関係の事業、メニューについては国のほうでもメニューがございますので、そういった形と、あとは事業の展開の皆様の意識をやは

り向上させていくという、そこら辺も一つ鍵になるのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、調査事業であらゆる方面からちょっと調査をかけながら、具体検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この事業がまきを使って、いわゆるエネルギーが出るわけだ。そして、まきの活用ということで、今ある委員から話されたように、こういう事例のペレットのストーブの導入も前にもあったような気がするのですが、私は何で今頃こういうのが、何というか、頻繁に町内の必要な家庭なり事業所には、まきストーブが設置されているわけだ。

今回公共事業という話があったのですが、公共事業に行けば、確かにそのストーブに触って暖を感じる場合もあるのですが、その先の何か展望が見えないわけだ、このストーブを入れてまきを使ったことによって。私は、何かまきを燃やして、灰なり煙になるような事業に思えてならないのですが、この事業をやるのであれば、むしろ調査より、もう既に現実としてそれぞれの家庭で、まきストーブを使う方はずっと使っているわけだ。そういう方々に新たな効率のいいまきストーブの設置の導入に対する手当てとかというのでは分かるけれども、これをやって何がエネルギーとして残るのかという疑問が常にあります。この事業をやって何が残っているのか、当局として。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

委員ご質問のとおり、タイミング的には確かに他の自治体から見れば遅れてしまったという感はないのかなというふうにも感じております。当町におきましては、28年の台風災害も受けました。当時は貯木構想なり、林業の総合的な振興という意味合いの中でこういった分野も考えていきたいというふうには思っておりましたが、被災後ということで、今回のタイミングとなっております。

皆さん、多くの方々が既存のまきストーブを利用されております。このタイミングでやはり、遅れたとしても、町としてこの調査事業に取り組み、国の事業のハードメニューも取り入れるためにもこの調査事業を一旦経まして、それぞれのハードに係る分の事業についても展開していきたいというふうにも考えておりますので、まずは調査事業を実施しなければ先に進めないというこ

とで、ご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（坂本 昇君） 12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、木材の豊富な当町にあつては、もう既に実態の調査なり検討なり、過去形のもののような気がします。むしろ今調査しなくても、これから先、本当にまき等の利用を考えるのであれば、それに向けたそれなりのストーブ、現代型のストーブというものの導入に対して、希望する利用者に対して、導入とか何かというのであれば分かるけれども、何も公共施設に限ってストーブを用意する、しかもペレット状態にするなどというのは、私は論外のような気がします。まきのまま、丸太のまま燃やすようなストーブで、効率のいい、そういう今生活をしているので、何とかそういう方向に行けばいいのかなと思っているのですが。利用の仕方が何か今の時代に合っていない。遅れたような話をするのですが、岩泉町民はもう既にまきを使っている方はストーブを持って、そして暖を取り生活をしているのです。それについて、今さら何で 1,000 万円も金をかけて、新しい事業と言いながらも、何となく私は国庫の無駄遣いのような感じがするのです。

しかも、今度まきストーブの利用実態調査とあるのだが、参考までにお聞きしますが、まきストーブは 1 基幾らぐらいのものを見込んでいるのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（坂本 昇君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

このタイミングで実現可能調査を実施するということについて、1 つは広葉樹の伐採事業体が非常に少なくなってきていると。まきについても、過去と比較すると、まきの調達が非常に困難になってきているという状況は無視できない状況かなと思っております。

ですので、ストーブというハードを支援したからといって、スムーズにまき資源が使われる、持続的に使われる状況になるかどうかというのは、やっぱり慎重にまず調べ直す必要もあるのではないかというふうに考えた結果、今回の調査をしたいなど、させていただきたいなどと思って提案させていただいております。その中で、まずは公共施設等である程度年間通じて熱供給、熱需要が見込まれるところに、今まで化石燃料を使っていたものを地域の資源に替えていくというところをまずモデル的に考えていきたいと。

それに付随して、地域の各家庭で使っているところにストーブ、先ほど来言っていますけれど

も、少し性能のいいものを導入することで、効果的な熱量ができるのではないかと。その際、これはまだまだ今後の調査によるのですけれども、今一般的に使われているものよりもかなり高額なものになるというふうに見込まれておまして、場合によっては100万円ぐらいの経費がかかるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） どうも町民感覚からして、聞けば聞くほど理解できなくなってきた。広葉樹の伐採に係る方々は、もちろん森林組合等をはじめ作業班の人数も、高齢化になったり、なかなか思うように仕事ができない中、そして今ご案内のように集落においては、いわゆる鳥獣被害、誰かも言ったのですが、緩衝帯を設けなければならないという話もあるわけ。そういう意味では、そういう方々にやっぱり家の近くの広葉樹を伐採して、そして見通しをよくして、有害鳥獣も寄せつけないと。そして、切られた広葉樹はまきストーブに利用してもらおうと。こういうふうな流れで行くのであれば分かるけれども、そんな高額な100万円もするようなストーブを入れるというのは限られてくるわけだ、利用する人たちは。しかも、モデルに選ばれた人も大変だと思うのです。

それよりは、町民ひとしく林業振興、それからまた集落の緩衝帯、そういうのを大いに利用するような何か、いわゆる地域の林業というか、まき資源の活用を、ストーブにこだわらず、何とか展開していけば、いわゆるこの事業ももっと効率のいいものになるような気がするのですが、私はこのままのやり方でいけば、なかなか地域の実態、町民の感覚からいっても、理解を得がたいような感じがするのです。

やはりこのところは慎重に検討して、そして提案していただきたい。このままだととても、事業そのものがただただ形ばかりで、そうして町民には大した恩恵がない、そういう感じを受けるわけです。誰のための事業なのか。やはり町民を不在にしたような事業に見えてなりません。少しというか、相当大幅に考えた中で答弁をしていただきたい。

○委員長（坂本 昇君） すぐ答弁ができますか。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） いろいろとご意見を頂戴しているところでございます。

まず、この事業の内容ですけれども、ペレット、チップではなくて、まき、1メートルぐらいのものとか、そういったコストパフォーマンスに優れた内容でも考えたいなと思ってございます。これは公共施設の場合です。

従来型のペレットですと設備費がかなりかかるということで、それを上回るようなパフォーマンスを出せるという意味では、岩泉町の原木の状態での投入というのも一つの検討事項かなと思ってございます。

あとはストーブの導入、家庭用は、現在はこの調査事業では、大きなテーマとしてはまずは考えておらず潜在的な調査ということで、先ほど委員のほうがおっしゃられました人家周辺なり、河川沿いの立木なり、そういったものの緩衝帯の整備と併せてまきのステーションなり、そういった方々、組織ができ上がっていくのであれば、これは相当の理想型に近づいてくるのかなというふうに私は思っておりますので、この事業、これからプロポーザルで業者を選定していくこととなりますので、その中で業者さんのほうのプロポーザルの中でのご提案もちょっと踏まえながら、事業の中身については再度今後の展開につながるように持っていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） これまでの議論を聞いておまして、この新規事業は唐突感があるということが1つあります。それで、片方では二酸化炭素の抑制事業という補助金を見つけて、何とか町の森林を前に進めたいという職員の思惑も感じ取れますので。そこで、まずプロポーザルについては何業者ぐらいを予定して、想定されているのか。恐らくここまでの計画をつくる段階で、ある程度こういう業者ということは頭にあると思ひます。

それで、成果品はいつ出るのか、そこのところをお示しいただきたいと思ひます。

○委員長（坂本 昇君） プロポーザル関係、それから成果品。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） プロポーザルというふうなご提案を皆さんのほうからいただきたいということでの何者程度というご質問ですが、まだそういった選定作業には入ってございません。一般公募型になるのか、あるいは指名型になるのかも含めてこれから選定をしたいなというふうに考えてございます。

あと成果のほうについては、事業期間が本年度中ということで、3月の成果提出という形で進

めていきたいなと思ってございます。

○委員長（坂本 昇君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） この内容、例えばまきストーブ利用実態調査、それから原木等供給体制調査、こういった内容で今年度末で成果品が出ますか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） その予定で進めていきたいなと思ってございます。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 12 番委員からも話されましたが、やっぱりより町民を意識していただきたい。そのために、業者が選定された後に、この内容について、途中段階で議会と相談するようなことは考えておりませんか。

○委員長（坂本 昇君） 途中段階での協議についてということですが。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 機会を捉えながら、議会のほうにもご説明をしていきたいと思ってございます。さらにご意見を頂戴しながら、いろいろと皆さんのほうからも修正提案、あるいはこういった情報が必要でないかというような点も含めて、様々な意見を頂戴しながら前に進んでいきたいなと思ってございます。

○委員長（坂本 昇君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） これまで園地計画であるとか、ふれあいらんどの計画とか、非常に丁寧に途中の内容を協議いただいております。そうすると、その中で議会のほうからいろんな意見が出されたり、そしてそれを歩み寄ったりということが可能なわけです。そこで、殊に山だとかまきに関しては、それぞれ議員のほうでも意見を持っておりますので、ぜひともそういう機会を頻繁に捉えて、その数が多ければ多いほどその後の実績も上がるだろうと私は思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

正直言って、この内容であればこの案を取り下げろという意見もなくはないのです。そこまで重く捉えていただきたい。そこについて再度答弁をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご意見を踏まえながら、持続可能ということでもございますので、まさに町民が町内で暮らしていく中で、持続的にまき資源を使っていく、あるいは脱炭素社

会に向けて地域皆さんが取り組んでいくという中で、いろんな方策を議会側にも示しながら、町民の皆様からもご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 認識の違いかもしれませんが、方向性として、岩泉町は93%森林であります。そういう中であって、非常に私は大きな問題だと捉えておりますので、少し議会内でもこのことについて若干時間をいただければと思いますので、暫時休憩いただけないでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） それでは、この問題のために暫時休憩をさせていただきます。

休憩（午後 2時05分）

再開（午後 2時31分）

○委員長（坂本 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

5款2項2目林業振興費でございます。休憩前に引き続いての関係でございますので、佐々木農林水産課長より説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご議論いただいております薪資源利活用調査事業に関してでございます。この事業につきましては、調査事業内容となっております。この事業が町民にとって有益になるというものが我々に課せられた目標でもございますし、当然それに向かって町民一丸となって取り組んでいくべきものと考えてございます。

加えまして、庁内の各課とも連携しながら、さらにプロポーザルが決定し、業者が決定した折には議会のほうにも事業の内容、今後の進め方等を説明しながら、ご意見等頂戴しながら、数回重ねながらいいものに仕上げていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） そのほか2目林業振興費、ありませんか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 今の地域資源の上の木育玩具製作委託料についてですが、県内でもあちこちで木の玩具を作って展開しているところがありますが、同じようなことをしようとしているのだと思うのですけれども、これは実際は子供たちというのは、担当課が保健福祉課かどこかだと思うのですけれども、連携というのはこの部分ではまだですか、それとももうしているのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 木製玩具の連携について。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

木製玩具の作成委託事業については、町内のこども園3園に導入することで事前に調整を図って進めてまいりました。具体的には、いわいずみこども園、こがわこども園、おもとこども園、この3か所になります。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） 委託先はどこでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 委託先につきましては、岩泉の明日の林業をつくる会の会員にもなっておりますNPO法人フォレストサイクル元樹というところをひとまず想定しております。ただ、県のほうからも事業者の選定についてはしっかりとした上で実施するということを言われておりましたので、再度協議をした上で進めてまいりたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） その上の有害鳥獣の関係ですが、内容は鹿400頭から900頭に上げるというような話でしたが、びっくりしているのですが、今までは二、三百頭が年間の捕獲頭数のような気がしていましたが、今の実態はどのように捉えているのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の補正によりまして、当初400頭を500頭増加して、最終的に900頭という数字での内容のお願いでございます。近隣の市町村を見ますと、遠野市は県内でも多く、3,000から4,000頭を既に毎年駆除しております。宮古市のほうでも2,000頭になってございます。それを考えますと、当町でも今まで200頭、300頭というのがかなり被害というより、頭数が少なかったのかなというふうな感じもしてございます。頭数を減らすという意味合いでは、やはり岩泉町でも毎年1,000頭近い頭数を有害捕獲していかないと、減少に転じていかないだろうというふうに、近隣の市町村の状況を見ますと、そう感じているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番。

○委員（野館泰喜君） ちょっとお聞きしておきたいのは、900頭で1,480万円ですが、この中身というのはわなののでしょうか、鉄砲なのでしょうか、あるいは比率的にはどうなののでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 鹿の有害捕獲については、わなも銃もオーケーでございます。どちらでも構わないということになってございます。

比率に関しては、やはり夏場はわなが多く、冬場になるとやはりわなの凍結という支障が出てきますので、銃器、鉄砲を使った捕獲のほうが占めるという状況になってございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項水産業費、3目漁港建設事業費に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、6款に入ります。

席替えをお願いします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 1目を終わりましたところで、2目に入る前に新規事業等概要説明を求めます。

三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 18節の工場等感染対策支援事業補助金でございますが、町内に工場等を持つ製造業への整備支援補助金でございます。主な対象事業所となる誘致企業におきましても、町外からの就労者が多く、町内の感染状況に敏感とならざるを得ないこと、工場等の作業場所が密集、密着、密閉している状況もありますことから、それを解消させるとともに、関連会社等の通信による会議等の環境の整備を支援しようとするものでございます。対象経費の9割の支援を予定してございます。

ご審査方よろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

2目商工鉱業振興費に入ります。質疑はありますか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 今の説明の中で、例えば三セクの道の駅だとか、ホテルだとかというところも不特定多数の人たちが入ってくるわけですが、そこでは要望がなかった、あるいは議論にのらなかったということなのかどうなのか。本来もっとサーマルカメラとかというのは、人がついていなければいけないのかもしれませんが、検討をしたかどうかだけでも教えていただきたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 三上政策推進課長。

○政策推進課長（三上久人君） 道の駅等については、経済観光交流課のほうで整備をする予定だと伺ってございますし、温泉ホテル等宿泊施設も経済観光交流課のほうで対応することとして存じてございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） 個別の名前を出しますが、愛山とかはどうなのでしょう。

○委員長（坂本 昇君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お話がありますまず道の駅でございますけれども、こちらのほうは過日ご承認いただきました補正予算のほうでサーマルカメラのほうを配備する予定となっております。

また、町内2つのホテルにつきましては、県の事業を活用いたしまして、それぞれ感染対策を取っているという状況となっております。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目地場産業振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、4目観光施設費に入る前に新規事業等の概要説明を行います。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、資料のほうを御覧いただきたいと思いますが、6ページを御覧いただきたいと思います。2件続けて説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、6ページを御覧いただきたいと思いますが、事業名でございますが、岩泉町オリジナルデ

ザインマスクポケット配布事業でございます。

事業の実施主体は岩泉町になります。

事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、食事の際にマスクを衛生的に一時保管できる抗菌ニス塗布簡易封筒を作成し、町内の飲食店や宿泊施設などに設置することで、利用者の感染リスクを低減し、あわせて龍泉洞のほか町内の観光情報を掲載し、町内の周遊を促そうとするものでございます。手元にちょっとサンプルというか、持ってきたのですが、こういった紙で作ったものの中にマスクを入れる、一時保管するというものとなっております。

次に、資料に戻りまして、事業の内容でございますが、1の配布数量ですが、マスクポケットは5万部、同設置用のスタンドが150個になります。

配布内訳ですが、配布先の施設名、1施設当たりの配布数及び総数は表のとおりとなっております。

3の事業費でございますが、消耗品費6万6,000円、これは設置用スタンドの購入費となっております。次に、印刷製本費77万円、これがマスクポケットの印刷代ということになります。

特記事項、特定財源でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということになります。

事業費は83万6,000円、うち補助対象事業費及び財源内訳、国庫補助は同額となっております。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。事業名でございますが、龍泉洞温泉ホテル感染対策事業となっております。

事業実施主体は岩泉町になります。

事業の目的でございますが、龍泉洞温泉ホテルの宿泊事業を継続するため、施設の一部改修を行い、新型コロナウイルス感染症への感染対策を図ろうとするものでございます。

事業の内容でございますが、1、整備概要でございますけれども、龍泉洞温泉ホテル1階の一部の床を現状のじゅうたん張りから町産材を使用した木製の床に張り替えるものとなっております。

2の工事概要でございますが、施工場所は、建物に入りましてすぐのフロント、ロビー、売店付近ということになります。面積は約250平方メートルとなります。仕様につきましては、予定では町産材のフローリング仕上げということになっておりますが、町産材を扱う業者等を確認い

たしまして、できるだけ町産材を使えるようにしたいと思っております。工期でございますが、令和3年の1月から2月、オフシーズンを予定しております。

3番の事業費でございますが、設計監理委託料が49万5,000円、あとは工事のほうで385万円となります。

特記事項、特定財源ですが、こちらのほうも交付金を充てて、見込んでいくところになります。

事業費は434万5,000円、こちらにも補助対象事業費と財源内訳、国庫補助は同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

4目観光施設費に入ります。質疑をお願いします。

2番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） まず最初に、宿泊事業者緊急対策支援事業、これ継続で追加支援をするということですか。そうしますと、今やっている事業の状況、まずそこからお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

今4施設で宿泊事業のほうを実施しておりますが、最初の補正で1,360人泊分の補正をお認めいただいております。その中で4施設に配分をしておりますが、まずホテル龍泉洞愛山につきましては、93%程度の予約で埋まっていると。これは、秋の行楽シーズンに合わせて若干枠を残していたということで、その程度になっております。

龍泉洞温泉ホテルにつきましては、100%完売しております。

もう2つ旅館がございますが、いわいずみ旅館につきましては20%弱、瀬戸屋旅館につきましては50%程度の予約状況となっているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今の状況は、使用状況の説明がありました。これは旅館が2か所、ホテル2か所ということですが、そうしますと今の枚数とか、そういうのはどの程度ずついっておりますでしょうか、その割合。

○委員長（坂本 昇君） 枚数の内訳について。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長。

○委員長（坂本 昇君） 菊池室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

率をちょっと出しておりませんでしたので、数でお知らせいたしたいと思いますが、一番最初がホテル龍泉洞愛山でございます。1,360人のうちの615人泊分を配分しております。

続きまして、龍泉洞温泉ホテルが503人泊、いわいずみ旅館が56人泊、瀬戸屋旅館が186人泊となっております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうすれば、これは10月末でしたか。秋のシーズンに向けて、残ったのをやると。そして、今予算でありました700万円の額が次の11月から実施すると。そうすれば、その実施する計画、今のようにどこにどのようにやろうとしているのか、内容がもし変わる点がありましたらお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

まず、今回予算のほうをお認めいただきましたらば、第1弾の終期を10月31日としておりましたけれども、各旅館等が加入しておりますホテル、旅館組合のほうからもご要望をいただいております。予算の枠が少なくなったので、増額をしていただきたいと。

また、補正予算で認めていただいた際には、実施時期についても前倒しをしてほしいというような状況でご要望をいただいております。つきましては、今回予算のほうをお認めいただけるのであれば、11月1日の開始を待たずに素早く速やかに配分のほうをして、またお客さんのほうにたくさん来ていただくというようなことで考えております。

なお、今回の2次配分につきましては、旅館については先ほど申し上げたとおり、まだ若干の余裕があるということでございましたので、2つのホテルに対して配分をしようと考えているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 補足。

馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ホテル、旅館の組合のほうからの要望については、今室長のほうから話があったのですけれども、その中で1つ、対象地域についての要望も出されております。これまで町内ということで事業を実施してまいりましたけれども、最近になりまして、岩手

県のほうで行っております事業が10月から対象地域を県民から東北6県プラス新潟県に拡大をするというふうなことになっておりまして、うちの新しいほう、第2弾のほうの10月1日以降の宿泊予約については、県に足並みをそろえるということで、東北6県プラス新潟というような予定を今計画している、立てていると……

〔対象は町内でなく県内〕という人あり〕

○経済観光交流課長（馬場 修君） 県内です。失礼いたしました。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今回は、次の今の補正予算で追加するものは2つのホテルということですが、割合は今考えていますか。

○委員長（坂本 昇君） 補正予算のホテルへの割合をお願いします。

菊池室長。

○観光交流室長（菊池修二君） 今回お認めいただきました予算につきましては、2つのホテルと協議いたしまして、半分半分ということで配分をしたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 追加策は大変いいものだなと思っております。というのは、これから冬場に向けまして、やっぱり夏場と違って閑散期等々があるかと思いますので、それに向かって、やっぱりこれを使いながら、あるいは国の、あるいは県の事業も組み合わせてやると、この前の一般質問での答えにもありましたが、大変これも一つに大きな支援になるのかなと思っております。よろしくをお願いします。

それから、今度は次に移ります。龍泉洞温泉ホテルの感染症対策事業で、15節ほか設計監理もありますが、説明がありました感染症対策で今回施設整備すると、改修するという事です。これは、コロナのためにじゅうたんを木造のフローリングにすると。効果はどのようなのですか、効果のほどは。まずそこから。

○委員長（坂本 昇君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 工事の概要については先ほど説明をさせていただきましたが、実は平成18年の1月になりますけれども、大阪市内のホテルにおきまして、ちょっとウイルスはウイルスでもノロウイルスなのですけれども、そのノロウイルスによる大規模な食中毒が発生した事例というのが報告をされております。こちらについては、国立保健医療科学院というところ

のホームページに掲載されているのですけれども、このようにコロナウイルスが生きた状態で浮遊して、舞い上がったウイルスを直接吸い込んだりしたような場合には非常に感染リスクが高い、危険性が高いというふうにされておまして、ホテルのほうでもこのことを非常に心配しているということで相談を受けた経緯があります。

ちなみに、もう一つの愛山さんのほうにつきましては、床についてはタイルカーペット、じゅうたんではなくてタイルカーペットということになっておりますので、そういった違いがあります。

あとは、木製にすることで消毒のほうもしやすくなるというふうなことで予定をしているという内容となっております。

いずれ町内からコロナの感染者を出さないというふうな強い気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 町内から感染者を出さないよう、いろいろみんなでやっていきたいと思います。ということはそのとおりです。

今18年の大阪の例が出ましたが、今回それで今回の温泉ホテルのじゅうたんを替えるということで、そうしますとほかの施設とか町の公共施設もいっぱいあるわけですね。タイルカーペットとかいろいろありますが、タイルカーペットはどっちかといえばじゅうたんのほうに近いかと思えますけれども、ここまでやらなければならないのかなと思って、掃除とか、それらとかいろいろ工夫してできないのかなと思いますが、いろいろやっていますけれども、再度お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、ホテルにつきましては全国各地からいろいろな方が宿泊、観光旅行のために来ていただいてお泊まりいただくというふうなことになっております。そういった状況もありますので、ほかの町内の施設とは、また公共施設とはちょっと性格が違うのではないかなというふうに感じております。

あとは、今回コロナの感染対策ということでやるのですけれども、いずれお客様も当然大事ではありますけれども、働いている皆さんの安全確保というのも大事ではないかなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 働く人も町民もお客さんも大事です。そのとおりです。それがこのフローリングかというふうには私は思いましたので、お聞きしました。

それで、またこれがホテルとしての、木にしたほうがグレードアップするとか、ホテルの感じが出るかと言う人もあるかもしれない。どっちかといえば、どうなのですか、じゅうたんのほうが、ロビーに入っていったときにホテルとしてのグレードというか、イメージというか、そういう点はどうなのですか、損なわれるとか、そういう点はどのように今考えていますか。

○委員長（坂本 昇君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 委員もご承知のように、結構年数がたったじゅうたんというふうには伺っておりまして、入った中では非常に歴史を感じるような感じがいたします。使われている木材のほうも木のいい色が出ている、茶色の濃い色が出ているというふうなことで、今回仮に床のほうに切り替えた場合、張り替えた場合には、そういった館内の統一感が出るような形でやっていきたいということで、内々に協議をしているというところになります。

○委員長（坂本 昇君） 2番。

○委員（畠山和英君） すみません、終わりますが、また木のフローリングにやっばり駄目だからじゅうたんに戻すとか、ぜひそういうことのないように、そうすれば古くなったから何かしなければならぬというご答弁か分かりませんが、そのことをご指摘しまして、よろしくお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 今の関連でございます。ホテルのコロナ感染対策工事ということなのですが、フローリングは長尺のものでしょうか、それとも前に農林水産課でやっていた四角いものを張り合わせていくタイプのものなのか、どっちなのでしょう。

○委員長（坂本 昇君） フローリングの件、馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 実際の長尺というか、ブロックというか、そちらについてはまだ検討はしていないところですが、農林水産課のほうで持っているブロックというのでしょうか、四角いもののサンプルを見たことがあるのですけれども、そちらを作っている業者さんが今廃業されてしまったというふうなことで、先ほど町産材というふうな話をしたのですが、その確保ができるようであれば、あとはその内容についてはホテルのほうと一緒に協議して、せっかく整備する施設ですので、使って、利用する方が気持ちよく過ごせるような、そういった施設整

備に努めていきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） せっかく町産材ということですから、先ほどのまきのことに関連して、愛山も温泉ホテルも含めて、床が町産だよということで、ドゥー・イット・ユアセルフでもやれますよと、岩泉町産の床材を使いませんかということで、お互いにお客様に広告として表示して案内するというようなことも投資して、ではその事業をちゃんと育成していくというようなことも含めて、観光課だけではなくて、林業とか、政策とか、その辺も含めて、その先まで考えたほうが、どうせやるのであれば、そういう提案をお客様にしていくということが肝要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、まず今回非常に勉強になったことがありまして、それはホテルにおける感染対策、これまではホテルそれぞれでやっていたと思うのですが、今お互いに連絡体制といいますか、よくなっておりまして、うちではこういうことをします、そちらではどうですかというふうな意見交換もされておりますので、そういったものも踏まえて、より連携を強めていきたいというのが1つ。

あと2つ目といたしましては、施設、今度温泉ホテルの床を張り替えるわけですが、せっかく使う町産材ですので、例えば龍泉洞の中であれば、F F Cの木を使っていますよということで、そういったマークがあるのですけれども、町産材を使っていますよということで、そういったPR、町のPRになるような形を取っていきたいと思いますし、町内の連携も併せて取っていききたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） 平米どのぐらいかかるとか、そういうところまで含めて、どうせだったらPRしたほうがいいと思います。そのことで林業振興にもつながっていくし、事業者の育成にもつながるので、これは連携をぜひ深めていただきたいと思います。

これはこれで終わりました、次に緊急対策の支援事業のほう、宿泊のほうの関係で、観光バスに対して123台だったかな、300万円ちょっとたしか計上していたと思いましたが、これについては今どの程度利用されているのか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長。

○委員長（坂本 昇君） 菊池室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

非常に残念な答弁になってしまうのですが、補助金交付申請が1件ございましたが、県内でコロナの感染者が出てしまったということで、ツアーがキャンセルになり、今のところ実績ゼロでございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番。

○委員（三田地久志君） 皆減とまではいきませんが、減額なりなんなり考えていただいて、宿泊のほうに振り向けるということを考えてほうがより経済対策になるだろうと思いますが、そういう考えはないでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長。

○委員長（坂本 昇君） 菊池室長。

○観光交流室長（菊池修二君） この事業についてですが、まだ団体ツアーがなかなか動かないというところで、利用される会社がないということでしたので、ちょっとバス事業の中身の条件緩和をしようかなと考えております。今の条例は、10人以上の団体、龍泉洞を観覧すること、かつ町内に1泊することという条件なのですが、その1泊というところがなかなかハードルが高いということで、10人以上の団体、龍泉洞を観覧していただくという条件は変わりませんが、町内の飲食店で昼食なり夕食なり食事を取っていただくという条件を新たに付け加えまして、バス1台当たりの料金は半分ぐらいというところで、日帰りツアーはだんだんに動いてきているという状況もございますので、そういう使い勝手のよさにちょっと変えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、当初の予定額をそのまま実行していくということですか。

○委員長（坂本 昇君） 菊池室長。

○観光交流室長（菊池修二君） まずは、今言った条件緩和のほうを実施いたしまして、修学旅行等の予約も龍泉洞に入っているような状況もございます。先ほど課長から申し上げたとおり、宿泊助成のエリアを拡大することに伴いまして、バス助成も同調したような形でエリアのほうを広げられればと思っております。

まずは、岩泉に旅行で多くの方に来ていただきたいという思いで立ち上げた事業でございます

ので、まずは少し様子を見させていただきまして、予算の執行状況を見ながら、減額するなり、その時々状況によって対応をしていきたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） どうぞ、3番小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 消耗品でマスクポケットを5万部作るということですが、私たちマスクポケットをあまり必要がないという感じでおりますけれども、これに印刷物、印刷して観光情報を掲載しとなると、ただのチラシというかパンフレットのようなイメージですが、これは例えばロゴを入れたマスクとかにはできなかったのでしょうか、お聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 金澤主任。

○観光交流室主任（金澤清香君） お答えします。

マスクポケットについては、マスクではなく、飲食をするときに外したマスクを安心して置けるようにということで作ったものでございまして、マスクにロゴを入れるということについては特段考えておりませんでした。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 例えばロゴとか龍ちゃんとか、例えばそういうのがシールになっていれば、マスクにつければそれが龍泉洞のマスクということになるのですけれども。というのは、龍泉洞に入るときに「マスク着用をお願いします。マスクは売店で販売しております」と書いてあるわけです。わっとなって、わざわざ行って、百幾らだか二百幾ら、1枚買ってくる。サービスが残念なところだなと思って、「龍泉洞のマスクをどうぞ」と、ほかでもきつとつけばそれがアピールになるわけですね。

だから、ちょっとこのマスク5万部というのが、膨大なごみにならなければいいなという懸念がありましたけれども、マスクポケットというのは本当に今トレンドなのでしょうか。ほかに考えられませんでしたか。

○委員長（坂本 昇君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ちょっと事業のまた説明になりますが、今回つくるのはマスクポケット、マスクを入れる容器のほうになります。こちらのほうをこれからデザイン等を考えますけれども、より町のほうのPRができるものを採用していきたいと。みんなでアイデアを出しながら対応していきたいと思っております。

あとは、私たちが考えられなかった龍泉洞で例えばマスクを購入していただいた方、せっかく

龍泉洞で購入していただいたので、例えば今ご提案いただきましたシールとか、そういったできるものがあれば、うちのほうでもちょっと検討させていただいて、岩泉の思い出になるようなものができればということで取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） コロナ対策とか、ちょっとずれるかもしれませんが、マスクを購入していただいた方というよりは、入ってくれた方に、新洞も見られないわけですから、差し上げるとか、あと龍泉洞の水を差し上げるとか、もう少しコロナ禍の中でも来ていただいていた方のサービスの仕方、ポケットがうれしいかなととても思うのが残念に思ったところで、ちょっと意見を言いました。どうでしょうか、そのサービスの仕方として。

○委員長（坂本 昇君） サービスについて答弁をお願いします。

馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 龍泉洞のほうもコロナ対策ということで、洞内を毎日消毒をしている。その消毒のために営業時間を短くしなければならない。あとは、新洞のほうまではちょっとまだ手が回らないという状況もあって、今のような形になっております。

いずれ忘れてならないのはお客様をお迎えする心だと思っておりますので、まずはおもてなしの心を持ちながら、あとは来ていただいた方々に何ができるのか、ちょっとお時間をいただいて検討していきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 1点だけ。宿泊事業者の緊急対策支援事業、これは増額したということで、ぜひ頑張ってPRしたほうがいいかと思っておりますけれども、期間を延長した、あるいは範囲を広めたということ、PRするのはどういうものを考えているか、それだけ1点。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長。

○委員長（坂本 昇君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

今度エリアが広がるということで、多岐にわたって広告を打てればいいのですけれども、なかなかそこまでの予算もないということですので、まずは県内、あるいはポイントを絞った、例えば宮城県ですとか、そういった新聞媒体での広告を打ってみたいというふうに考えているところでございます。

あとは、当然ですけれども、観光協会等も含めてホームページ、SNS等で情報発信のほうは続けてまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、次に入ります。7款土木費、1項土木管理費に入りますが、席替えをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、進みます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、7款3項河川費に入る前に新規事業概要説明をいたさせます。佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それでは、新規事業についてご説明申し上げます。

河川改修事業となります。8ページになります。事業実施主体は岩泉町でございます。

今回の事業ですが、町管理河川の中で平成28年台風第10号災害、こちらに関連いたしまして、特に維持管理とはまた別に、河川改修計画を策定した上で実施する事業となります。今回3事業を計画しておりまして、この3事業についてご説明を申し上げます。

1つは、鼠入川です。鼠入川につきましては、5,000万円をかけまして改修をいたします。改修の内容ですが、鼠入川が台風10号の際に直径1メートルを超えるような丸い巨石、こちらのほうがかなりの数、鼠入川から森山、そして鼠入のほうまで点在しております。個数にして、今回巨石を2,000個処理したいというふうに考えております。この2,000個を河川から引き上げて、ダンプに積んで、それを搬出するというところまでをうちの事業で見えておりまして、この石につきましては現在中里町有地を埋塞土砂のプラントを運営しておりますフコク資材、こちらのほうと協議をしておりまして、小本港湾を使って積出しを図りたいと。この巨石を関東のほうに持っていきまして、海の埋立てのほうに再利用できるという情報がございまして、そちらのほうで進めております。

次に、阿津羅沢河川改修になります。阿津羅沢は、中里から卒郡のほうに向かう町道になりま

すが、国道 455 号の川の対岸になります。そちらのほうに阿津羅沢がございまして、この沢が治山の流路工になっているのですけれども、こちらが大雨のたびに町道を越水して、いつも通行止めになるような状況になっております。流路工につきましては、県と協議をいたしまして、治山のほうで修繕をしていただくという予定になっております。町のほうでは、町道分の横断管、こちらのほうが小さいので、こちらのほうを今回ボックスカルバートに整備をさせていただくということで 1,300 万円計画しております。

もう一つは、松橋川になります。松橋川につきましては、台風 10 号の災害復旧は完了しておりますが、その際にかんがりの埋塞土砂が発生しておりまして、旧まつたけ研究所のところから松橋の部落内、かなり川と道路の差がなくなっておりまして、大水が出ると民家のほうに全部越水してしまうということで、この土砂の撤去をするということで考えております。

この 3 か所を今回実施しようと考えておりまして、事業期間は令和 3 年 3 月まで、今年度で完了しなければならない事業となっておりますので、今年度で完了させる見込みでございます。

財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債ということで、充当率 100%、交付税措置が 70%となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

1 目河川総務費に入ります。質疑はありませんか。

13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ただいまの説明の中で、巨石 2,000 個という話がありました。これは、金にはならないですか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の鼠入川の巨石につきましては、様々これまで検討いたしまして、砕いて、自然な川に戻せないかというのも考えましたが、これもかなり金額もかかる話で難しいと。

では、この巨石を活用していただくところに売りたいということで、これも当初持ちかけております。ところが、やはり県内で使えるところがなくて、関東のほうまで運ぶにはやはり船代がかなりかかると。それを相殺するためには、かなりの重量を船で出さなければならないために、そこまでの運賃をうちで実施できれば、あとは持って行っていただくのは向こうでやれるという

ようなところまでこぎ着けて、そのような方法で今回はいきたいというふうを考えております。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、次の6項住宅費、1目住宅管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、次は8款に入ります。

席替えをお願いします。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費。

8番。

○委員（三田地和彦君） 少し遅れたけれども、認めてください。ここで聞くところがないものですか、駄目なら駄目だと言ってください。

というのは、消防費になっているのですけれども、災害対策の関係で、水位計の設置の関係でお聞きしたいと思います。ということは、この間雨がずっと降り続いたものですから、私はいろいろ河川を朝夕と小本川を見て歩きました。そうしたところが、水位が確かに10センチか5センチ、これは上がったのは確認はしたのですが、警戒水域を超えたというぴーちゃんが表示が出たわけなのです。ところで、いや、これぐらいで出るのかなということで、水位計の上流に小本川があるようですから、干潮、満潮は関係ないものですから、そこら辺の水位計が少しおかしいのではないかなど。ということは、消防団が出て警戒態勢というような格好だったものですから、これの考える余地がないか、そこらをご答弁をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、危機管理のほうからお答えをいたします。

実は小本川、安家川、この部分につきましては、平成28年の台風10号災害におきまして、周知河川の指定を受けております。その後水位計の設置等も図られているところですが、その水位の基準でございますけれども、台風以降、河川堤防等が壊れたということで、水位の基準をかなり下げております。実は平成29年以降、そういった状況でございまして、正直な話、危機管理課におきましても、豪雨災害のたびに水防団待機水位、あるいは氾濫注意水位、本日も小

本川、安家川、もう達しておりますけれども、実態に見合わないのではないか、こういった部分で、先頃県の土木のほうに意見の申入れをしたところでございます。そうしましたら、県のほうにおきましても、町の危機管理の対応の部分をご理解いただきまして、現在コンサルのほうにお願いして、見直しを図っているというような状況でございます。

つきましては、今後その部分はしっかりと県と連携しながら、実態に見合った災害対応のほうを私も構築していきたい。私自身も水位計に頼らず、必ず現地を見ながらそういう対応をさせていただいているところでございます。そういった現状でございます。ご理解をお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） どうぞ、8番。

○委員（三田地和彦君） 見直しの考えがあるということですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、水位の関係とか緊急の場合、ぴーちゃんねつとで画面表示はなるのですが、何が出たかというのは一々、また夜なんかにはぴーちゃんを何が来たかなと思ひて見にいくと消えるのです。そして、また再起動しないと分からないものですから、水位のあれが増えているとかというような格好の表題でもいいのですから放送できないものか。ぴーちゃんて放送できないものかご答弁お願ひします。

○委員長（坂本 昇君） ぴーちゃんの活用について。

佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

町としましても、町民の方々に早期に情報伝達を図るということで、それぞれ水位の部分につきましてはぴーちゃんて配信しているところでございます。委員ご指摘の部分がございます。音声の部分はちょっと検討させていただきたいのですが、中には夜中にうるさいという苦情等もありますので、そこら辺を考慮しながら、どういったもので、音声がいいのか、表示がいいのか、研究、検討のほうをさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地和彦委員。

○委員（三田地和彦君） 声が高いのは分かります。いろいろ警戒態勢をするような案件については、全部画面のものを文章を読めというのではないです。警戒水位を超えましたとか、簡単でいいのですが、そこら辺のご検討をお願ひしたいと思ひます。

それから、雨量計を大川、小川支所等のほうにも設置されているのでしょうか。ご答弁お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 雨量計について。

佐々木管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） 雨量計についてお答えいたします。

雨量計につきましては、町内各地域に、国、県あるいは町独自の部分で18か所設置してございます。その中におきまして、雨量の状況等を見ながら災害対応のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ありがとうございます。18か所に設置されているということなのですが、我々下流にいる者は、やはり長時間で湿った梅雨状の雨の場合は要らないのですが、1時間に降った雨量だけは、100ミリとか何かではもう警戒態勢にすぐ入らなければならない雨量なものですから、50ミリとか、そこら辺の広報をお願いしたいと思うのですが、そこら辺をご答弁お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

やはり平成28年の台風10号災害の教訓を踏まえますと、時間雨量50ミリとか30ミリ、この部分は当然上流に降った場合は下流のほうに行くわけでございますので、そういった場合は情報伝達はすごく重要ななと思っておりますので、うちのほうとしましても、その雨の降り方、そして山の保水量の問題、そこら辺を分析しながら、町民の方々に情報伝達するようにしておりますけれども、今後もその部分につきましてはしっかりと情報伝達するようにしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 雨量の通知をしていただくということで、ありがとうございます。

それで、もう一つぜいたくな話なのですが、できるのであれば、我々は浅内落合と言っているのですが、大川と小川の接点なのですが、あそこに監視カメラ、両方映るのをできれば設置して

いただきたいと思います。

下流のほうで我々は事業をやって、川止めのサケの特別採捕等もやっているものですから、そのときやはり何といっても、大川のほうであれば、東北電力の水止めがあるわけなのですが、あれを越えると、もう物を上げなければ絶対駄目です。小川のほうから来るやつは、あそこの木の挿し枝があって、雨量なのですが、やっぱりあれを越えるとまず警戒態勢というような格好で、ここの雨だけでも、おとといから、もう朝大体6時前には来て確認して、夕方は4時頃確認しているのです。

そして、今回も水位計の関係も、それこそ目で見たと、目視したほうがいいかなと思ったのですが、やはり監視カメラがあれば、そこで判断できるものですから、そしてそれをぴーちゃんでも流してもらえば、わざわざこっちのほうに上がってくるのも省けるようになるのですが、そんなことを言わないで、来いと言われても大変なのですけれども、何とかそういうことをお願いしたいと思うのですが、検討できるかどうか、ご答弁をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 監視カメラについて。

佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、河川水位の監視カメラの関係についてお答えいたします。

実は県管理河川につきまして、昨年ですか、危機管理型水位計というのを町内5か所設置してございます。その中には、監視カメラがついているものもございますので、それは県のホームページあるいは川のホームページという部分がございますので、それで見られるようになっております。

当然のことながら、町としましてもそういう部分はカメラのほうをのぞき込む、あるいは直接現地に行って確認するという形にしておりますので、その監視カメラが危機管理型の部分にはついているというのを紹介させていただきます。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかございませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、8款を終わります。3時40分まで休憩とします。

休憩（午後 3時28分）

再開（午後 3時40分）

○委員長（坂本 昇君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

27ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 4目へき地教育支援センター運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 9款2項小学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2目教育振興費に入りますが、その前に新規事業の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、新規事業の説明を概要資料に基づきまして行わせていただきます。

9ページになります。事業名は、小中学校情報機器購入事業でございます。

実施主体は岩泉町となります。

事業の目的ですが、さきの3月議会で、令和5年度、2023年度までに義務教育段階、小中学校の全学年の児童生徒への1人1台の端末配備を行うことで説明のほうを申し上げておりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症対策の取組としまして、国の方針として前倒しで補助事業として進めることとなり、その活用環境整備を行うことで、個別最適化された学びを実現させようとするものでございます。

事業の内容でございますが、今回の事業は前年度から本年度への繰越明許事業として、小学校7校、中学校4校の町内計11校の高速インターネット及び無線LANのWi-Fi化の環境を整えるための校内通信ネットワーク工事を完成させてから、令和3年度以降に本来であれば国の動きに合わせながら順次配備予定だったものを、先ほど申し上げましたとおり本年度前倒しして行うものであり、全児童生徒の学習用端末、教科担任の指導者用端末を1人1台配備するものであります。

購入台数は、小学校が児童用 254 台、先生用が 40 台の計 294 台、中学校が生徒用 162 台、先生用 40 台の計 202 台。トータルで、児童生徒計 416 台、先生用が 80 台の計 496 台となっております。

事業費ですが、御覧のように備品購入費に 3,334 万 5,000 円を予定しております。小中学校別の事業費は、表の右側、内訳欄のとおりとなっております。

特記事項になりますが、今回の購入事業に伴いまして導入予定の補助事業名、補助基準額等を記載してございます。国庫補助の公立学校情報機器整備費補助金ですが、端末 1 台当たり 4 万 5,000 円を上限とした補助基準額となっております。単独事業部分には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしてございます。

事業費は、総事業費、補助対象事業費、財源内訳にあります国庫補助等、全部同額で 3,334 万 5,000 円となっております。国庫補助のほうは、歳入予算 14 款 2 項のほうで計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） ありがとうございます。説明が終わりました。

2 目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） この端末は、小中同じものかどうか、ノートパソコンで大きさ 17 インチなのかどうか、その大きさの部分。

それから、月額料金が発生するかどうかと思うのですが、その点はどのように対応するのか。

以上、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 2 つの件でございますが、まず小中同じ型かどうか。同じ型か、それとも料金なので、分かるほうからで結構でございます。

○教育次長（三上義重君） 畠山主査。

○委員長（坂本 昇君） 畠山主査、答弁。

○教育指導室主査（畠山 進君） お答えいたします。

まず 1 点目の中小で同じ型になるかという部分ですけれども、今回 G I G A スクール構想というのに対応した端末ということで、各メーカーのほうで G I G A スクールモデルというものを発表して販売しております。そちらが中小の区分けをしていないということになりますので、基本的にはどちらも同じモデルを採用するということになります。

こちらにつきましては、2点目となりますけれども、モニターのサイズ等になりますが、タブレット型のようなパソコンということの基本としているG I G Aスクールモデルというものになりますので、画面サイズに関しては10インチから14インチ程度の範囲で、すみません、ちょっと今手元に詳細資料がすぐ見つけれませんでした、G I G Aスクールモデルという国のほうでこういったところを標準仕様というふうに示しているものがございまして、それに基づいた仕様ということで、大体その程度のモニターサイズということになります。

こちらが通常のノートパソコンとは異なる、先ほど申し上げたタブレット型に近いようなモデルになっておりまして、キーボードを取り外したり折りたたんでタブレット型にしたりというふうな使い方のモデルとなっております。

通信料につきましては、この端末自体を使う部分に関しての通信料ということになりますと、一部LTE対応端末という携帯電話等の電波を使って通信できるモデルの端末を購入する予定となっておりますけれども、そちらのほうで通信料のほうが発生してくることになります。その部分に関しては、基本的には町の負担で活用していくということを想定しておりますけれども、この部分に関しては財源的な手当てというところがもともと地方交付税措置されているという内容の部分にもなっておりますので、基本的には町が負担していくという部分となります。

このほかにネットワークのほうのインターネットの通信料というほうの部分で、この端末とは直接ではないのですが、ネットワークのほうのWi-Fiのほうの通信料という部分がランニングコストとしてはまた別に発生してくることになります。そちらは現状でも発生しているものになりますけれども、高速化に合わせて若干通信料のほうが高くなる新しい契約のほうに切り替えるというふうな予定となっております、そちらについては新年度予算のほうに盛り込んでいく部分と、あとは今後ネットワーク工事のほうの部分で試験通信とか、そういった部分が必要になってくるので、予算が必要ということになってまいりますので、必要なタイミングによりまして、補正予算のほうでお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 13番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、既にWi-Fi環境の下でインターネットを使っている方も相当数いると思います。そうすると、その家庭とWi-Fi環境を持っていない家庭との差はどのように考えればいいのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 家庭でのWi-Fi環境があるかどうかの部分での公平性の部分ということでございますけれども、実際のところ整備しまして、考えておりますのは、まず校舎内での利用、インターネット等を使った授業のときにインターネット等で情報を仕入れたりするというような、そういった授業での活用をメインに考えてございます。今年度のようなコロナの対策部分でのリモートでの授業というのは、まだそちらのほうの方法は、細かい詳細の部分につきましてはなかなか進んでおられない状況でございましたので、メインのところはまず学校の中で使う部分をメインと考えてございます。

アンケートのほう、ちょっと前にもご説明いたしましたが、約17%弱のところはWi-Fi環境とかがないというところでございますので、そのためにLTEのほうでの対応を考えておりましたので、中でもやはり就学援助とか、ご家庭で大変な状況にあるところのほうは優先して、そういったLTEのほうを貸出ししたりしてやりたいと思っていますし、そうでなければ、状況を見ながら、どうにかそういった公平性は保てるような、あるいはちゃんと理由になるような形で使用方法のほうは検討していきたいと思っています。ひとまずは、メインでは学校内での活用を考えたいと。

私どものほうでも、せっかく入るものでございますので、宝の持ち腐れにならないように、ぜひ十分活用できるようにやる方法のほうを検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項中学校費に入ります。1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、4項社会教育費に入ります。1目社会教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目芸術文化費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、9款5項保健体育費に入りますが、ここで新規事業の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、新規事業の概要になりますけれども、概要書のほうの10ページになります。事業名は、新型コロナウイルス感染症学校保健特別対策事業でございます。

事業主体は岩泉町。

事業の目的ですが、さきの国の補正予算第2号の成立を受けまして、6月下旬一部改正された学校保健特別対策事業費補助金交付要綱に基づきます事業でございます。各学校が感染症対策を徹底しながら、学校長判断の下、迅速かつ柔軟に対応できるよう学校の環境整備を支援するものであります。

事業の内容ですが、この事業は町内全小中学校11校における衛生用品等の購入となっております。事業費は、マスク、消毒液、フェースシールド、ビニールカーテン等消耗品費が365万5,000円、除湿機、加湿器、空気清浄機等の備品購入費のほうは756万4,000円、計1,121万9,000円となっております。

特記事項ですが、今回の対策事業に係る導入予定の補助事業名、補助率等を記載してございます。国庫補助の学校保健対策事業費補助金ですが、1学校当たりの補助対象事業費100万円の補助率2分の1となっております。50万円掛ける11校、550万円となっております。単独事業費部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

事業費のほうは、総事業費、補助対象事業費、そして財源内訳のほうの国庫補助の同額1,121万9,000円となっております。こちらも歳入のほう、14款2項で計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 説明が終わりました。

1目保健体育総務費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2目体育施設費。

1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 体育施設費で聞きますが、乙茂の岩泉球場のグラウンドが、雨が大雨では

なくても川のように流れるように、結局前より水はけがひどくなっているのではないかという情報がありまして、隣のサブグラウンドはそういうふうにならないのに、なぜ本球場のほうがそういうふうになっているのか、それは把握していますでしょうか。

○教育次長（三上義重君） 田鎖社会教育室長。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えします。

岩泉球場につきましては、サブグラウンドのほうにつきましては、スポーツ少年団等がよく使用をしていただいて、そちらのほうについては水はけがいい状態でございますが、本球場のほうにつきましては、結構ちょっとした雨でも土が流れるという状態がございまして、その都度土をまた集めながら補修しているという状況になっております。

○委員長（坂本 昇君） 1 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 改修したばかりということで、前より水はけが悪くなっているということは、その原因は何か考えられるのか、検討していますでしょうか。そして、その対策等を考えていればお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） 球場の土の流出でございますけれども、こちらにつきましてはサブグラウンドにつきましては子供たちがよく頻繁に使っておりまして、土が軟らかい状態になっているのですが、本球場のほうにつきましては芝の養生とか、様々な部分でグラウンドを使えない状況があったということで、大分グラウンドが硬くなっております。その状況で、ちょっとした強い雨が降ると、しみ込まずにそのまま流れてしまうという状況もございますし。

また、台風の影響かどうかは分かりませんが、以前に比べますと大分水はけが悪いのではないということもございまして、そちらのほうは承知しておりました。今現在専門の業者のほうに聞いておりまして、県内でもやはり球場の土が流れるというのがかなりあるみたいですが、こちらはこういった形で土が流れないのか、そういったところも今専門の業者に聞いています。

○委員長（坂本 昇君） 1 番。

○委員（畠山昌典君） ぜひ使いやすくというか、そういったようにするために、対応のほうをこれからよろしくお願いします。

あと1点、球場の施設のほうも雨漏りがちょっとひどい状態になっています、何か所か。それの対策のほうはどうでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） こちらも岩泉球場でございますが、国体に合わせて改修工事を行いまして、一、二年のところは雨漏りが起こらなかったのですが、ここ一、二年のところで雨漏りが目立ってきているという状況になってございます。こちらも現地のほうは確認しておりまして、先日やはり同じ専門業者のほうに来ていただいて、原因が何かというところを見ていただきました。多分球場の本体の部分でございますけれども、改修したところではちゃんとくっついていて部分、くっついていてというか、部分が地震とか何かで若干動いたのではないかと、そこに小さな亀裂が入ったところに水が入り込んでいるのではないかとということで、表面から見ますと全然見えないのでございますけれども、見えない部分のところでは業者が確認しまして、多分継ぎ目のところの周辺のところから入り込んだのではないかとこの話をいただきましたので、こちらのほうもちょっとどのような形で雨漏りの対策ができるか、今業者に聞いている状態でございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、関連。

○委員（野館泰喜君） 今の議論を聞いていますと、施工に問題ないですか。まだ、だって二、三年ですよ。二、三年のところでは、新たに費用を出して修理するというのはおかしいのではないのでしょうか。施工業者にやり直しを命じるぐらいの強い態度があってもしかるべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 岩泉球場の雨漏りに関しましては、実際のところは平成の20年ぐらいから雨漏りのほうが生じておりました。都度議会のほうでもやはりお話があって、その都度調査はしていたのですが、なかなかやはり建物もそうですが、雨漏りというのは探すのが、原因を探すのにはかなり苦勞する部分がございます。雨の降り方、かなり降ればまた違ってきますし、今回の場合も今までの……今回国体の前に大規模改修をしてございました。その後のところは雨漏りはなかったのですが、国体は28年でしたので、それからもう4年たっています。今年の7月の雨では、また別なところから雨漏りのほうが生じております。

業者のほうに、本当のついで最近見ていただいておりまして、やはり上の観覧席のコーティング

とかが弱くなってきて、少し亀裂も入っているということでございまして、なかなか本当であれば我々のほうも一回大きな改修工事をした後に、これで大丈夫だろうと思ってやってきておりましたが、なかなかそこが解決しないで、今度また新しいほうに移っていくということでございましたので、またそこは業者と相談しながら、現場のほうは見ていただいておりますので、何とか早く雨漏りの箇所が減って行って、最後にはなくなるような形で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 2目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目学校給食費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、10款に入ります。災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目林業施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、これで歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。7ページをお開きください。項ごとの審査になります。10款地方交付税、1項地方交付税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 14款国庫支出金、2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3項国庫委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 15款県支出金、2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 16款財産収入、2項財産売払収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 19 款繰入金、1 項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 20 款諸収入、4 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 21 款町債、1 項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、地方債補正に入ります。第 2 表です。4 ページをお開きください。第 2 表、地方債補正、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで第 2 表、地方債補正の審査を終わります。

これで議案第 8 号の質疑を終わります。

これから議案第 8 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

6ページをお開き願います。今回の補正予算は、令和元年度の事業実績の確定に伴いまして、支払基金交付金の精算返還に対応する補正を行ったほか、人件費につきまして今年度の職員体制に基づき、所要の調整を行っているものでございます。

3款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費、8節で普通旅費2万7,000円の増額補正を行い、3款3項1目包括的支援事業費では総額341万5,000円の増額補正を行っております。

7ページでございますが、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金187万円を増額計上しております。令和元年度の介護給付費及び地域支援事業の実績の確定に伴いまして、支払基金交付金の超過交付額の精算に対応するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたします。4ページをお開き願います。上から順でございます。2款2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金は57万円の増額、3款1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金は9万6,000円の増額、4款2項県補助金、1目地域支援交付金は28万5,000円の増額補正を行い、財源の調整を行ってございます。

次に、6款1項1目一般会計繰入金では、地域支援事業分として245万2,000円の増額補正を行ってございます。

以上でございます。ご審査のほどお願いを申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出一括、その後歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、審査の方法は歳出一括、その後歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。6ページ、7ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査を終わります。

歳入の質疑を行います。4ページ、5ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで歳入の審査を終わります。

議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

5ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入では今年度の龍泉洞の入洞者数の動向を踏まえまして、観覧料収入の大幅な減額補正を行っております。これを受けまして、観光事業特別会計では、財政調整基金を全て繰り入れましても財源不足となりますことから、一般会計繰入金による財源の調整を行っております。

また、歳出では新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、延期、縮小など、歳出全般についても見直しを行い、減額補正をしております。そのほか人件費につきましても、今年度の職員体制に基づきまして、所要の調整を行っているものでございます。

1款1項1目一般管理費、8節で特別旅費51万8,000円を皆減しております。海外観光商談会の中止によるものでございます。同じく12節では、観光カード活用交流人口拡大事業委託料60万円を皆減、龍泉洞園地再整備調査委託料440万円を皆減、14節では食と技の交流施設屋根修繕工事140万2,000円を皆減しておりまして、いずれも事業の延期に伴うものでございます。同じく

18 節で南部牛追唄全国大会実行委員会負担金 420 万円を、大会中止により皆減をしております。

次に、6 ページをお開き願います。1 款 1 項 2 目龍泉洞管理費、13 節で券売機借上料 80 万円を増額計上しております。龍泉洞事務所窓口付近でのお客様の密状態を回避するため、感染症対策として券売機 2 台を増設するものでございます。同じく 18 節で龍泉洞まつり運営事業補助金 250 万円を減額補正しております。龍泉洞まつりの中止など、事業を縮小したことによります減額でございます。

次に、歳入を説明いたします。3 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目施設観覧料で、龍泉洞施設観覧料 1 億 1,100 万円を減額補正しております。一般分を当初 14 万 8,200 人見込んでいたところを 6 万 2,000 人に、団体分では 2 万 6,800 人を見込んでおりましたところを 1,000 人に下方修正したところでございます。

次に、2 款 2 項 1 目観光費県補助金で、地域経営推進費事業 183 万 9,000 円を追加しておりますが、県単独補助事業で洞内監視カメラ整備などの事業が交付決定を受けましたことから、今回財源の充当替えを行うものであります。

4 ページをお開き願います。5 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金で 2,999 万 2,000 円を増額計上し、通計で 4,177 万 5,000 円となるものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

5 ページをお開きください。これから質疑を行います。1 款観光事業費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ありませんか。

1 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ここで南部牛追唄中止、あるいは龍泉洞のお祭りも中止となっています。

今県とか各地ではイベントが再開し始めているところもありますし、G o T o トラベルやG o T o イートなどで皆さんに移動をしてほしいような流れにちょっとなり始めているかと思

いますけれども、町ではイベント等の今後の見通しはどのように考えているか、お答えをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、町のほうで開催するイベントの関係でございますけれども、南部牛追唄の全国大会、あとは龍泉洞まつりにつきましては、感染拡大が広まった時点でやむなく中止ということで判断をしたところであります。特に南部牛追唄につきましては、参加いただく方が全国各地にわたっていること、あとはどちらかというと高齢の方が多いということで、まずは安全を確保するというふうなことで、このような状況になっております。

また、龍泉洞まつりにつきましては、毎年多くのお客様に来ていただいているのですが、やはり密になるというふうなことを避けるため、いずれも中止としたところになります。

今後につきましては、この秋季節性のインフルエンザ、あとは秋口からまたコロナウイルスが感染拡大するのではないかというふうなことも心配されておりますが、そういった周りの状況を見ながら判断していきたいなと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 分かりました。感染拡大防止が一番今は重要だと思います。インフルエンザもこれから流行する可能性があるのです。ただ、一方では経済を回していかなければいけないとか、あるいはいつまで閉塞した感じとか、こういったものをだんだん変えていかなければならないのではないかという動きがあるのも事実だと思います。そういったことを、感染拡大をしっかり防止しながらイベントを開催する方法等も考えながら、再開に向けた協議も今後してほしいと思いますので、これは要望しておきます。

○委員長（坂本 昇君） 1目、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2目龍泉洞管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目青少年旅行村管理費。

8番、三田地和彦委員。

○委員（三田地和彦君） 金額が減っているというところで、13節の27万3,000円増えている、これなのですが、この増えた理由を。

○委員長（坂本 昇君） 土地借上料。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 田鎖所長から。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（田鎖雅樹君） 土地の借上料でございますけれども、昨年度地権者にお支払いしようと思っていたのですが、地権者の方が3月に亡くなられて、その代表者がまだ決まっていないということで、今回増額して、決まり次第お支払いするものでございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査は終わりました。

歳入に入ります。3ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2款県支出金、2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 6款繰越金、1項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで歳入の審査は終わります。

議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） それでは、議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。3 ページからの予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支を支出、収入の順で説明申し上げます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。収益的収支の主な支出についてでございますが、1 款 1 項 4 目 1 節の有形固定資産減価償却費に 800 万円を計上しております。これは、令和元年度末の資産額が確定したことから、本年度における減価償却費の過不足額をそれぞれ計上しているところであります。

また、5 目 1 節の固定資産除却費に 4,992 万 5,000 円を計上しておりますが、これは本年度施工予定の安家地区及び尼額地区における県の河川災害復旧事業に伴う水道施設の除却資産が増える見込みであることから、必要額を計上しているところです。

続いて、3 項 1 目 1 節のその他特別損失に前年度分消費税及び地方消費税額として 1,144 万円を計上しております。これは、令和元年度に実施した県の河川災害復旧事業関係での配水管布設工事が設計費と県から補償された消費税額分については収入控除の対象外となり、本相当額が消費税の課税見込みとなること、また同じく消費税額分が収入控除対象外となる一般会計基準内繰入れの起債元金償還金が増加したことが主な要因となるものです。

続いて、9 ページを御覧いただきたいと思います。本表は、令和元年度事業費確定に伴う令和 2 年度開始貸借対照表となります。表下段のとおり、資産の部、負債及び資本の部、合計がそれぞれ 48 億 4,790 万 8,000 円となり、減価償却等の基本額となるものでございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。主な収益的収入についてですけれども、1 款 2 項

4目1節に長期前受金戻入として1,859万3,000円を計上しておりますが、これは歳出で説明しました減価償却費と資産除却費の増額予定に伴う前受けの国庫補助金等を計上しているものでございます。

続いて、7ページを御覧いただきたいと思います。資本的収支の主な支出についてでございます。1款1項1目15節に工事請負費に合計1億5,056万7,000円を計上しておりますが、主な内容としては、県の河川災害復旧事業における安家地区及び尼額地区の本年度施工予定の進捗見込みに合わせ、関係する配水管布設工事等を今年度実施したく計上しているものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと存じます。主な資本的収入についてですけれども、1款1項1目1節に企業債として3,450万円、4項1目1節に県からの物件移転補償費として1億1,269万円をそれぞれ計上しております。物件移転補償費は、既存設備の減耗率を採用しており、また企業債はその不足分を計上しておるところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。収益的収入で総額が3億8,887万8,000円に対し、支出総額が5億1,249万3,000円と、収益事業においては1億2,361万5,000円の赤字予算となるものです。

続いて、2ページを御覧いただきたいと存じます。資本的収入で総額3億8,295万円に対し、支出総額は4億5,291万4,000円と、資本的事業は6,996万4,000円の赤字予算となるものでございます。

続いて、8ページを御覧いただきたいと思います。先ほど説明いたしました赤字予算計上に伴う不足額につきましては、水道事業特別会計財政調整基金等をもって、実際に不足する金額を補填する計画としております。この見込額としては、本水道事業予定のキャッシュ・フロー計算書後段の資金減少額の1億2,783万7,000円を見込んでおり、令和2年度末の資金残高としては2億2,223万7,000円を想定しておるものでございます。

続いて、10ページを御覧いただきたいと思います。本表は、令和2年度の期末予定貸借対照表となります。表下段のとおり、資産の部、負債及び資本の部、合計がそれぞれ47億7,434万7,000円となるものでございます。減価償却や補填財源となる資金支出に伴い、令和2年度で7,356万1,000円が減少する資産等の状況となるものでございます。

以上、補正予算の説明となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、収益的収入及び支出を先に、支出を項ごとに、次に収入を項ごとに審査し、その後資本的収入及び支出を、先に支出を項ごとに、次に収入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、収益的収入及び支出を先に、支出を項ごとに、次に収入を項ごとに審査し、その後資本的収入及び支出を先に、支出を項ごとに、次に収入を項ごとに審査することに決定しました。

これから収益的収入及び支出の支出の質疑を行います。

4ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、ありませんか、項ごとです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項営業外費用。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項特別損失。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで支出の審査を終わります。

次に、収入の質疑を行います。3ページをお開きください。1款水道事業収益、2項営業外収益、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで収入の審査を終わります。

次に、資本的収入及び支出の支出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項企業債償還金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで支出の審査を終わります。

次に、収入の質疑を行います。6ページをお開きください。

1款資本的収入、1項企業債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2項出資金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 4項その他収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで収入の審査を終わります。

議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（坂本 昇君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 4時30分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和2年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

坂 本 昇
